

2 自動車交通公害対策の推進

大気汚染や騒音など自動車の原因となる環境問題（自動車交通公害）に対応するためには、自動車単体への規制や税制上の措置、低公害車等の普及促進、交通流・交通量対策、普及啓発活動など様々な施策を総合的に進めていくことが必要です。

①自動車単体対策の強化

排出ガスについては、現在、ガソリン・LPG自動車については一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物が、ディーゼル自動車についてはこれら3物質に加え粒子状物質が規制対象となっており、順次規制強化が図られています。これまで、新短期規制（ガソリン車:12～14年、ディーゼル車:14～16年）として大幅な規制強化を、新長期規制として17年にも強化されたところですが、21年からポスト新長期規制として更なる規制強化が実施されています。ポスト新長期規制はディーゼル車に対し、ガソリン車と同じレベルの規制（新長期規制値から窒素酸化物約45%、粒子状物質約60%削減）を実施するものであり、また、一部のガソリン車については粒子状物質の規制が導入されています。

また税制の上からも、低公害自動車に対する自動車税等の軽減や一定年限を過ぎた自動車に対する自動車税の重課により、最新規制適合車への早期代替の推進を図っています。

②低公害車等の普及促進

(1) 低公害車の率先導入

府では、環境への負荷がより少ない自動車の普及促進を図るため、「府庁グリーン調達方針」において、ハイブリッド車、電気自動車や、低燃費車（改正省エネ法燃費基準達成車等）かつ低排出ガス車（国土交通省認定車等）を率先して公用車として導入することとしています。

(2) 自動車税及び自動車取得税の軽減

府では、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車のほかにも、一定の条件を備えた低燃費かつ低排出ガス車に対し自動車税及び自動車取得税の軽減を図っています。

(3) その他の取組

府では、14年度から本庁及び各広域振興局等に、クリーンエネルギー自動車（CEV）優先駐車スペースを設置しています。

なお、府域の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は環境基準を達成しており、府内には自動車NOx・PM法の対策地域はありません。

今後も、各種協議会等において広域的かつ関係機関と連携協力した効果的な取組の推進を図ります。

【各種協議会等】

- ・近畿八府県市自動車環境対策協議会：低公害車及び低排出ガス車の普及・啓発の推進
- ・近畿スマートエコ・ロジ協議会：次世代低公害自動車の普及・促進

③アイドリング・ストップ等の普及・啓発

府では、各種イベントにおける啓発資材の配布、府の広報紙「府民だより」等を活用した啓発活動、アイドリング・ストップ等の率先実行、府庁舎駐車場で啓発看板の設置等の取組を行ってきましたが、18年4月に施行した「府地球温暖化対策条例」において、自動車の不必要なアイドリングの原則禁止を規定しました。

また、運輸・交通部門における環境負荷低減に向けて、事業者自らが低公害車による配送やアイドリング・ストップの実践等の自主的な取組を行うことを宣言する「環境にやさしい配送宣言」、「エコドライブ宣言」制度を実施しており、25年3月末現在で「環境にやさしい配送宣言」は176事業所が、「エコドライブ宣言」は296事業所が宣言を行っています。

今後も「府地球温暖化対策条例」に基づき、自動車運転者の遵守に加え、事業者の従業員に対する遵守指導や、駐車場設置者の利用者に対する周知等、より実効的な対策を進めていくこととしています。

④発生交通量の低減の推進

(1) 交通規制等

府公安委員会では、生活道路等について、大型車等の通行の禁止・制限を行うとともに、道路環境等交通実態の変化に対応した交通規制の見直しを行うなどの対策を進めています。

また、府警察及び京都運輸支局では、一酸化炭素関係整備不良車両及び過積載車両の指導取締りを実施しています。

表 3 - 23 交通規制等の実施状況（26年12月末現在）

規制種別等	路線区間数		延長距離（km）等	
	25年	26年	25年	26年
バス等専用通行帯	14	14	91.7	約 46.8
駐停車禁止	6,341	6,347	3,568.742	約 3,572.9
最高速度	2,672	2,571	3,765.326	約 3,837.1
歩行者用道路	93	92	26.700	約 26.6
大型車両通行禁止	636	635	422.849	約 422.7
一方通行	1,793	1,803	988.159	約 989.8
高速走行抑止システム	4	4	—	—

表 3 - 24 過積載車両取締り状況（26年12月末現在）

	大型車	中型貨物	普通貨物	合計(単位：件)
過積載 10割以上			7	7
過積載 10割未満			27	27
過積載 5割未満			8	8
大型 10割以上	4	3		7
大型 10割未満	13	30		43
大型 5割未満	5	10		15
合計	22	43	42	107

(2) 交通体系の見直し

自動車台数は近年ではやや減少傾向にありますが、より環境負荷の少ない大量公共輸送機関や自転車等への転換を進めることも重要な課題です。府では、自転車道等の整備に努めるとともに、府域全域にわたる鉄道網の整備に積極的に取り組んでいます。

府域の鉄道網は、東海道新幹線の国土軸、JR東海道本線、阪急京都線、京阪本線等京阪神都市軸、JR山陰本線・舞鶴線・奈良線・北近畿タンゴ鉄道宮福線等の京都縦貫軸で結ばれています。

JR線については、従来、全国と比べ整備が立ち後れていたため、地域の活性化を図るために、環境に優しい公共交通である鉄道の電化、高速化、複線化等の整備を進め、快適性、高速性、利便性を高めてきました。

13年3月にJR奈良線（京都～JR藤森、宇治～新田）の高速化・複線化が完成したほか、14年3月にJR片町線（京田辺～松井山手）の高速化・輸送力増強事業、15年3月にはJR小浜線の電化が完成しました。

さらに、JR山陰本線の京都～園部間の複線化事業が、22年3月に完成し、25年からはJR奈良線第2期高速化・複線化事業に着手しています。

(3) 交通需要マネジメント（TDM）施策の実施

府では、人やものの動きに着目し、便利で快適な移動環境づくりを進めるとともに、地球温暖化やまちづくり、くらしの視点から都市圏における交通問題を改善するために、17年3月に京都都市圏を対象とした「府交通需要マネジメント（TDM）施策基本計画」を、18年3月に「府交通需要マネジメント（TDM）施策推進プラン」を策定し、これに基づいて、「クルマ中心」のライフスタイルから、過度にクルマに依存しない環境的に維持可能な交通体系への転換を目指す「かしこいクルマの使い方を考えるプロジェクト・京都」などを実施してきました。

引き続き、地域や学校、企業等を対象に、公共交通を利用することによるメリットの情報や、公共交通の路線、ダイヤ情報等を効果的に提供することにより、交通行動がマイカーから公共交通利用へと自発的に転換することを促すモビリティ・マネジメントの取組等を進めます。

また、23年度には「公共交通ネットワーク活性化アクションプラン」を策定し、鉄道やバスの乗り継ぎ改善策等について事業者等との連携により進めることとしました。今後とも、運輸部門のCO₂排出量を削減するため、公共交通の利用促進施策等について取り組んでいきます。

⑤交通流対策の推進

(1) 府内の交通の現況

府域の道路は、北部地域は舞鶴若狭自動車道や国道27号等により、中丹地域内陸部は国道9号、173号、175号等により、中部地域は国道372号等により、それぞれ北陸・山陰・阪神地方と結ばれています。

南部地域では、国道1号、171号、名神高速道路といった交通量の多い主要道路が京都市を横断して中部・北陸・山陽・山陰・阪神地方とつながっており、更に京奈和自動車道、国道24号により奈良・和歌山地方と結ばれています。また、山城中部、相楽地域では、京滋バイパス、国道163号等により、大阪から滋賀県・三重県を結んでいます。このほか、府域を南北に結ぶ京都縦貫自動車道が現在、京都第二外環状道路、京都丹波道路、丹波綾部道路の一部及び綾部宮津道路で供用されています。

観光都市である京都市地域や幹線道路が走る南部地域での交通量は相対的に大きく、慢性的な渋滞が発生しています。

(2) 交通管制等

府公安委員会では、交通の安全と円滑化を図るとともに、自動車交通公害を減少させるため、信号機の系統化や交通情報板、小型文字情報板、ラジオ放送等の交通情報提供システムの充実を図っています。

9年11月からは、新交通管理システムとして、光ビーコンによりカーナビゲーションシステムを通じて交通情報を提供する「道路交通情報通信システム（VICIS）」を運用しており、更にきめ細かいサービスを目指していくこととしています。

なお、13年4月に京都市内の6.5km区間でPTPS（公共車両優先システム）の運用を開始した結果、一定の効果が見られたことから、14年4月には5.0km、22年3月には4.6kmの区間を延伸しました。

また、視認性に優れ、消費電力が少なく、CO₂の大幅な排出削減効果がある信号灯器のLED（発光ダイオード）化を進めています。

3 大気汚染物質対策の推進

①工場・事業場対策の推進

「大気汚染防止法」や「府環境を守り育てる条例」に基づきばい煙発生施設等の設置・変更届出に基づき、各種規制の遵守状況の事前審査を行っています。

また、規制が遵守されるよう、使用燃原料の抜取検査を行うとともに、大規模なばい煙発生工場や有害物質排出工場等へ重点的な立入検査や工場測定を実施し、法及び条例に基づく監視・指導を行っています。

②アスベスト対策の推進

アスベストについては、17年6月に兵庫県内にある大手機械メーカーがアスベストを原因と推定した従業員の死亡を公表して以来、全国で企業の従業員だけでなく、その家族や工場周辺の住民にも被害が及んでいる実態が明らかになり、大きな社会問題となっています。

アスベストによる健康被害は潜伏期間が数十年と長いことから、今後とも被害が拡大・長期化することが懸念され、行政においても長期にわたる対応が必要です。

府では、府民相談窓口の設置（17年7月～）をはじめ、「大気汚染防止法」等に基づき把握しているアスベスト製造事業場等に係る情報の開示（17年7月～）、府内の建築物等の調査（17年7月～）、庁内におけるアスベスト対策推進会議の設置（17年10月）、関係住民等に対する特別健康診断の実施（17年11月～18年3月）、アスベスト除去工事現場等への立入指導、大気環境調査の実施等の各種取組を進め、府民の不安解消や健康被害の防止等に努めています。

(1) 監視・測定

府及び京都市では、アスベストによる大気汚染の現状を把握するため、住居地域、商工業地域等の一般環境及び主な排出源と考えられるアスベスト除去工事現場において、アスベスト環境測定を実施しています。25年度の測定結果は特に高い濃度は見られず、これまでの調査結果と同様に直ちに問題となるレベルではありませんでした（全国調査結果と同程度のレベル）。

(2) 事業者等への規制

アスベスト除去工事に際しては、「大気汚染防止法」の遵守状況について事前審査を行うとともに、アスベスト除去工事現場への重点的な立入検査を実施しています。

また、アスベスト飛散防止対策の徹底について、建築物の解体業者等関係業界団体に対する注意喚起等啓発を行っています。

③揮発性有機化合物（VOC）対策の推進

揮発性有機化合物（VOC）*は、大気中の反応によって光化学オキシダントや浮遊粒子状物質を生成するため、排出抑制が必要です。

府では、VOC排出施設への重点的な立入検査を実施するとともに、国や関係業界団体等が行う取組に協力する等、排出抑制に向けた取組を行っています。

④緊急時対策の推進

「府光化学反応による大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、光化学オキシダントによる高濃度汚染が発生した場合には、注意報等を発令しています。

注意報等の発令時には、教育委員会、報道機関等を通じて、児童・生徒及び一般府民に外出等の自粛を周知するとともに、工場等に対し、燃料や有機溶剤使用量等を平常時の20～40%程度削減するよう要請（緊急警報発令時は40%以上削減命令）し、また、自動車についても運行の自粛の呼びかけ（緊急警報時は「道路交通法」に基づく交通規制措置を要請）を行っています。

表3-25 工場等に対する指導・立入件数（25年度）

府・市の 区分	立入検査実施件数					文書指導件数
	重油等抜取 検査実施数	工場測定 実施数	特定粉じん 排出等作業	その他		
京都市	230	22	18	81	109	0
府内	196	35	11	42	108	1
計	426	57	29	123	217	1

4 悪臭防止対策の推進

府内では、「悪臭防止法」に基づく規制地域として、25年度末現在で15市10町村で地域指定が行われ、22の特定悪臭物質について規制基準が設定されています。規制地域内では、すべての工場・事業場に対して、規制基準遵守義務が課せられます。

なお、24年4月1日からは、市の地域については市が規制基準を定めています。

また、「府環境を守り育てる条例」では、特定施設を設置している事業場に届出義務を課しており、25年度末現在で28事業所から44件の特定施設設置の届出がされています。

第2節 水環境の保全

1 現状と課題

河川・海域の水質汚濁の状況を把握するため、47年度から公共用水域の水質測定計画を策定し、国土交通省及び京都市と連携して、河川・海域等の水質測定を実施しています。

①河川及び海域

25年度は府内の61河川106地点、6海域19地点の合計125地点で水質測定を実施し、人の健康の保護に関する項目については全地点で全項目の環境基準を達成しました。また、生活環境の保全に関する項目については、河川では41水域の全水域で**BOD（生物化学的酸素要求量）***の環境基準を達成、8水域の全水域で全亜鉛及びノニルフェノール（水生生物の保全に係る環境基準項目）の環境基準を達成しています。海域では7水域のうち**COD（化学的酸素要求量）***の環境基準を達成したところはありませんが、5水域のうち2水域で全窒素及び全磷の環境基準を達成しています。

河川・海域の水質汚濁の要因では、家庭からの「生活排水」と工場等の事業活動に伴う「産業排水」が大きな割合を占めます。

なかでも生活排水については、未処理の生活雑排水等の影響が大きいことから、「府水洗化総合計画2010」に基づき、下水道、農業集落排水、**浄化槽***等の污水处理施設の整備を推進するとともに、処理の高度化及び施設の適正な維持管理等、対策を一層推進する必要があります。

また、閉鎖性水域等水質改善が進まない水域については、引き続き総合的な水質保全対策を講じていく必要があります。

表3-26 環境基準点の環境基準達成状況（25年度）

(1) 河川における環境基準達成状況

(BOD)

あてはめ水域名	類型	環境基準点		達成状況	備考
		地点数	名称		
宇治川(1)	A	1	隠元橋	○	〔 類型毎の環境基準値 〕 AA…1mg/L以下 A…2mg/L以下 B…3mg/L以下 C…5mg/L以下 D…8mg/L以下 E…10mg/L以下
宇治川(2)	B	1	淀川御幸橋	○	
桂川上流	A	1	渡月橋	○	
桂川下流(1)	A	1	西大橋	○	
桂川下流(2)	A	1	宮前橋	○	
鴨川上流(1)	A	1	出町橋	○	
鴨川上流(2)	A	1	三条大橋	○	
鴨川下流	A	1	京川橋	○	
木津川(2)	A	1	笹瀬橋	○	
木津川(3)	A	3	恭仁大橋	○	
			玉水橋		
			木津川御幸橋		
由良川上流	AA	1	安野橋	○	
由良川下流	A	5	山家橋	○	
			以久田橋		
			音無瀬橋		
			波美橋		
			由良川橋		
野田川	A	2	六反田橋	○	
			堂谷橋		
竹野川	B	1	荒木野橋	○	
小畑川上流	A	1	京都市・長岡京市境界点	○	
小畑川下流	A	1	小畑橋	○	
大谷川	B	1	二ノ橋	○	
高野川上流	AA	1	三宅橋	○	
高野川下流	A	1	河合橋	○	
清滝川	AA	1	落合橋	○	
田原川	A	1	蛍橋	○	
弓削川	A	1	寺田橋	○	
園部川	A	1	神田橋	○	
犬飼川	A	1	並河橋	○	
有栖川	A	1	梅津新橋	○	
天神川	A	1	西京極橋	○	
和束川	A	1	菜切橋	○	
棚野川	A	1	和泉大橋	○	
高屋川	A	1	黒瀬橋	○	
上林川	A	1	五郎橋	○	
八田川	A	1	八田川橋	○	
犀川	A	1	小貝橋	○	
土師川	A	1	土師橋	○	
牧川	A	1	天津橋	○	
宮川	A	1	宮川橋	○	
伊佐津川	A	1	相生橋	○	
河辺川	A	1	第一河辺川橋	○	
大手川	A	1	京口橋	○	
福田川	A	1	新川橋	○	
宇川	A	1	宇川橋	○	
佐濃谷川	A	1	高橋橋	○	

(注) 1 環境基準の達成状況については、BODの年間を通じた日間平均値の75%水質値により評価しています。

2 水域毎の評価は、各水域内のすべての環境基準点において適合している場合、達成としています。

(全亜鉛及びノニルフェノール (水生生物の保全に係る環境基準項目))

あてはめ水域名	類型	環境基準点		達成状況	備考
		地点数	名称		
淀川	生物B	2	隠元橋	○	〔 類型毎の 環境基準値 〕 全亜鉛 生物A … 0.03mg/L以下 生物特A … 0.03mg/L以下 生物B … 0.03mg/L以下 生物特B … 0.03mg/L以下 ノニルフェノール 生物A … 0.001mg/L以下 生物特A … 0.0006mg/L以下 生物B … 0.002mg/L以下 生物特B … 0.002mg/L以下
			淀川御幸橋		
桂川上流(1)	生物A	1	八千代橋	○	
桂川上流(2)	生物B	1	渡月橋	○	
桂川下流(1)	生物B	1	西大橋	○	
桂川下流(2)	生物B	1	宮前橋	○	
木津川下流	生物B	4	笹瀬橋	○	
			恭仁大橋		
			玉水橋		
			木津川御幸橋		
由良川上流	生物A	1	安野橋	○	
由良川下流	生物B	5	山家橋	○	
			以久田橋		
			音無瀬橋		
			波美橋		
			由良川橋		

(注)1 環境基準の達成状況については、年間平均値により評価しています。

2 水域毎の評価は、各水域内のすべての環境基準点において適合している場合、達成としています。

(2) 海域における環境基準達成状況

(COD)

あてはめ水域名	類型	環境基準点		達成状況	備考
		地点数	名称		
舞鶴湾 (1)	A	2	念仏鼻地先	×	〔 類型毎の 環境基準値 〕 A…2mg/L以下 B…3mg/L以下 C…8mg/L以下
			檜崎地先		
舞鶴湾 (2)	A	2	キンギョ鼻地先	×	
			恵比須崎地先		
宮津湾	A	2	江尻地先	×	
			島崎地先		
阿蘇海	B	3	野田川流入点	×	
			中央部		
			溝尻地先		
若狭湾	A	3	栗田湾沖	×	
			波見崎沖		
			鷺崎沖		
山陰海岸	A	2	竹野川沖	×	
			久美浜湾沖		
久美浜湾	A	2	湾口部	×	
			湾奥部		

(注)1 環境基準の達成状況については、CODの年間を通じた日間平均値の75%水質値により評価しています。

2 水域毎の評価は、各水域内のすべての環境基準点において適合している場合、達成としています。

(全窒素・全燐)

あてはめ水域名	類型	環境基準点		達成状況	備考
		地点数	名称		
舞鶴湾 (ア)	II	2	念仏鼻地先	×	〔 類型毎の環境基準値 〕 (全窒素) I ……0.2mg/L以下 II ……0.3mg/L以下 III……0.6mg/L以下 IV……1 mg/L以下 (全燐) I ……0.02mg/L以下 II ……0.03mg/L以下 III……0.05mg/L以下 IV……0.09mg/L以下
			檜崎地先		
舞鶴湾 (イ)	II	2	キンギョ鼻地先	×	
			恵比須崎地先		
宮津湾	II	2	江尻地先	○	
			島崎地先		
阿蘇海	II	3	野田川流入点	×	
			中央部		
			溝尻地先		
久美浜湾	II	2	湾口部	○	
			湾奥部		

(注) 水域毎の評価は、各水域内の環境基準点における表層の年間平均値を各水域内のすべての環境基準点について平均した値が全窒素、全燐ともに環境基準に適合している場合、達成としています。

図3-19 主要環境基準点(河川)のBODの年次推移

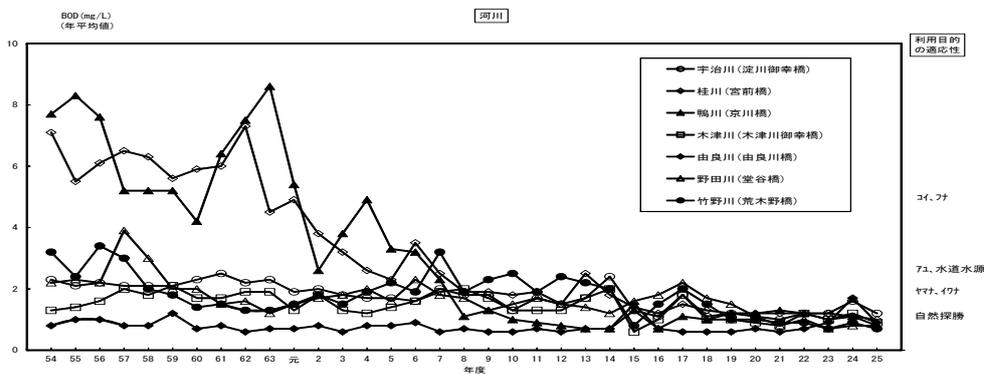
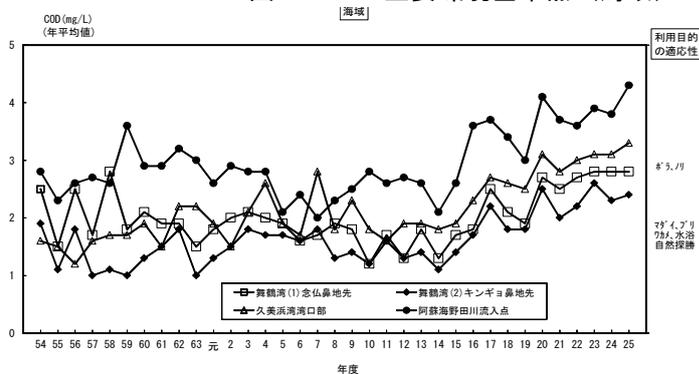
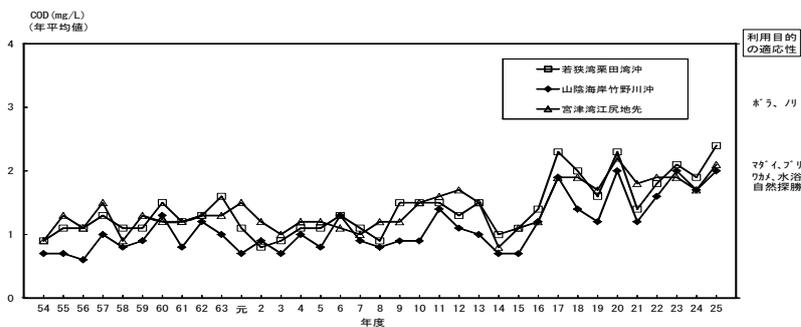


図3-20 主要環境基準点(海域)のCODの年次推移





②地下水

25年度は、府内15市7町の155地点で有害物質の水質測定を実施しました。

(1) 概況調査

14市5町（52地点）において調査した結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（2地点）が環境基準を超過しました。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査及び事業者等の自社測定により新たに環境基準超過が判明した地点の周辺（32地点）において調査した結果、総水銀（1地点）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（1地点）が環境基準を超過しました。

(3) 継続監視調査

これまでの調査において環境基準項目の検出等がみられた14市2町（71地点）において汚染の推移を調べるためモニタリング調査をした結果、鉛（2地点）、砒素（8地点）、総水銀（4地点）、塩化ビニルモノマー（1地点）、トリクロロエチレン（1地点）、テトラクロロエチレン（6地点）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（6地点）、ふっ素（5地点）、ほう素（2地点）が環境基準を超過しました。

なお、これらのうち1地点で2物質（砒素及びふっ素）、別の1地点で2物質（総水銀及びテトラクロロエチレン）、さらに別の1地点で2物質（トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン）が環境基準を超過しています。

表3-27 環境基準の達成状況

調査区分	環境基準達成地点／調査地点	達成率
概況調査	50／52	96%
汚染井戸周辺地区調査	30／32	94%
継続監視調査	38／71	54%

2 生活排水対策の推進

①「府水洗化総合計画2010」の推進

府域全体の**水洗化普及率***（水洗化施設による生活排水処理が可能な区域の居住人口／行政人口）は、25年度末現在で96.8%（京都市を除けば93.1%）に達しています。

府では、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、地域の実情に応じた、より効率的な水洗化の整備手法を選定すること等を目的として、「府水洗化総合計画2010」を22年10月に策定しました。

本計画では、32年度末に府域の水洗化を概ね完了させることを目標とし、市町村との連携のもと、計画的に水洗化施設の整備を促進していくこととしています。

②普及・啓発等の推進

生活排水（家庭から発生する排水）は水質汚濁の主な要因であり、水環境を保全するためには、生活排水対策を強力に進めることが必要です。府では、水洗化施設等の整備を進める一方、パネルやリーフレット等の資材を作成し、家庭や地域でできる生活排水対策の普及啓発に努めています。

③生活排水対策重点地域の指定

生活排水は、し尿と、炊事・入浴等に伴い発生する生活雑排水に分けられます。し尿は、公共下水道、し尿処理施設等で処理されますが、生活雑排水のうち処理されないまま河川等へ排水されるものがあります。

府では、生活排水による汚濁が自然公園や利水などへの影響が大きい地域を「生活排水対策重点地域」に指定し、地域における生活排水対策の総合的・計画的推進を図っています。

府内では、3年4月に久美浜町（現京丹後市）を初めて指定し、以降、4年7月に宇治田原町を、8年7月に網野町（現京丹後市）を、14年9月に綾部市をそれぞれ指定しています。

表3-28 生活排水処理事業（京都市を含む）

事業種別	事業主体	事業所管省庁	事業人口比率*1	
集合処理	下水道	府*2・市町村	国土交通省	95.3%
	集落排水	市町村	農林水産省	2.0%
	その他	市町村	環境省他	0.0%
個別処理（合併処理浄化槽）	個人・市町村	環境省	2.7%	

*1 「府水洗化総合計画2010」における各事業種別の整備対象人口比率

*2 流域下水道事業を実施

表3-29 水洗化普及率の推移

年	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
府普及率	89%	90%	91%	92%	93%	94%	95%	96%	97%	97%
全国普及率	78%	79%	81%	84%	85%	85%	86%	88%	88%	89%
全国順位	7位	7位	7位	6位	7位	7位	6位	5位	6位	6位

*各年3月31日現在

表3-30 浄化槽設置基数の推移（各年度末現在）

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
単独処理浄化槽	35,160	26,314	26,242	25,384	23,254	21,633	20,851	20,094	19,237	18,627
合併処理浄化槽	21,057	22,804	23,752	23,863	23,863	24,031	24,464	24,312	24,316	24,247
	(9,501)	(10,434)	(11,181)	(11,722)	(12,211)	(12,620)	(13,040)	(13,389)	(13,706)	(14,061)
計	56,217	49,118	49,994	49,247	47,117	45,664	45,315	44,406	43,553	42,874

注（ ）内は「府浄化槽設置整備事業」及び「府生活排水処理対策費補助金」による助成を受けて設置されたもの

3 工場・事業場排水対策の推進

①工場・事業場排水

府では「水質汚濁防止法」及び「府環境を守り育てる条例」により、工場・事業場排水の濃度規制を行っているほか、瀬戸内海流域で1日の平均排水量が50㎡以上の場合は、COD・窒素含有量・りん含有量に係る総量規制を実施しています。

なお、「水質汚濁防止法」及び「府環境を守り育てる条例」に規定する特定施設を設置しようとするときは知事への届出が必要であり、瀬戸内海流域で1日の最大排水量が50㎡以上の場合は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（以下「瀬戸内法」という）に基づき知事の特定施設の設置に係る許可が必要です。

26年3月現在の「水質汚濁防止法」に基づく特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）

数は4,524、また、「瀬戸内法」が適用される事業場数は125であり、「府環境を守り育てる条例」に基づく汚水に係る特定施設（いわゆる横出し施設）を設置する工場・事業場は177です。

また、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質貯蔵指定施設を設置する工場・事業場（いわゆる有害物質貯蔵指定事業場）数は、55です。

規制基準が遵守されるよう計画的に事業場への立入調査を実施しています。25年度は延べ247工場・事業場等に対して採水検査を実施した結果、排水基準不適合が29あったため、速やかに改善するよう指導を行っています。

表3-31 工場等に対する指導・立入件数（25年度）

(単位：件)

	採水検査	排水基準不適合に対する行政措置
京都市内	32	3
京都市以外	215	26
計	247	29

②水質事故対応

23年4月の改正「水質汚濁防止法」の施行により、汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治体への届出を義務付ける事故時の措置の範囲（対象となる汚水の種類及び事業者の範囲）が拡大されたところです。

府では、対象事業場に対し、未然防止に係る指導を行っていますが、水質事故発生時には淀川水質汚濁防止連絡協議会や由良川水質汚濁防止連絡協議会と連携し、現地確認やオイルマットの設置等、汚染の拡大防止に向けて速やかに対応しています。

4 農畜産排水対策の推進

①農業排水対策

府では、農地に由来する汚濁負荷量削減のため、農業者に対し、「府における環境にやさしい農業推進のための技術指針」（7年度策定、12年度改訂）及び「府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（11年度策定）等の活用を通じて、化学肥料の施用量の低減等を図っています。

②畜産排水対策

畜産排水は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」と併せて一定規模以上の施設において「水濁法」や「府環境を守り育てる条例」でも規制されており、畜産経営に起因する環境負荷の削減を図るため畜舎等からの排水について、府で開発した低コストな汚水処理施設の設置を進めるなど排水の適正な処理について指導を行っています。

5 ゴルフ場使用農薬による水質汚濁防止対策の推進

府では、府内各ゴルフ場に対し、農薬の適正使用や下流への被害の未然防止、排水口における自主的な水質測定の実施を指導しています。

また、ゴルフ場の農薬使用者に対して、講習会や認定試験により府農薬管理指導士として認定し、適正な農薬の取扱いに関して、資質や意識の向上に努めています。

更に、各ゴルフ場排水口等における水質調査を実施しており、25年度は12ゴルフ場（府：8ゴルフ場で年1回、市：4ゴルフ場で年2回）を対象として農薬の調査を行い、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」（環境省）に指針値の示されている農薬については、4種類が検出されましたが、いずれも指針値を下回っており、水質汚濁には問題ありませんでした。

6 水域別施策の推進

①閉鎖性水域の水質汚濁防止対策の推進

瀬戸内海のうち、特に大阪湾における**富栄養化***による被害を防止する観点から、20年5月に「瀬戸内法」に基づく「瀬戸内海の環境の保全に関する京都府計画」を改定、24年2月には「水質汚濁防止法」に基づく「第7次水質総量削減計画」を新たに策定し、窒素及びりん削減を図り、その方途として、下水道・し尿処理施設の整備、下水道の高度処理の推進、排水処理施設の設置・管理の徹底、原料の転換、畜産排水対策、広報・啓発活動等の総合的施策を推進しています。なお、「第7次総量削減計画」に基づく新たな総量規制基準を、新設事業場には24年5月から、既設事業場には26年4月から適用すること等により汚濁負荷量の削減を引き続き進めることとしています。

また、府北部にある閉鎖性海域は、いずれの海域も環境基準の達成率が芳しくなく、近年水環境の悪化が深刻になっています。天橋立の内海である阿蘇海では、府、関係市町、有識者等で構成される「阿蘇海環境づくり協働会議」を立ち上げ、阿蘇海を**里海***として創生するため、啓発活動を中心とした活動を行っているところです。

②河川の水質汚濁防止対策の推進

河川は、水道用水、工業用水、農業用水として利用されているほか、漁業、観光、生態系の維持等の面からも水質の保全が極めて重要です。また、生産活動の拡大や都市への極度の人口集中に伴い河川環境が悪化したため、淀川水系（桂川、宇治川、木津川）と由良川において水質汚濁防止連絡協議会が設置され、関係行政機関が協力し、広域的に水質保全対策を推進しています。

また、河川のしゅんせつ、清掃等を積極的に進め、環境の保全を図っています。

7 地下水の保全

①有害物質等の地下浸透防止対策の推進

有害物質を使用している府内の工場等に対し計画的に立入調査を実施し、有害物質の取扱いについて一層注意することや、地下水汚染のおそれがある場合の調査の実施、環境基準を超過した場合の府への速やかな報告及び必要な浄化対策に万全を期すよう指導を行っているところです。

また、地下水汚染の未然防止のための実効ある取組を推進するため、23年6月に「水質汚濁防止法」が一部改正され、有害物質貯蔵指定施設等が新たに届出の対象となるとともに、構造等に関する基準遵守義務等が設けられました(24年6月施行)。府ではこれらの制度等を通じ、有害物質の取扱いの実態をより正確に把握し、事業者に対して地下浸透防止のための指導を行っています。

②地下水の保全対策の実施

城陽市、向日市、長岡京市及び大山崎町では「地下水採取の適正化に関する条例」を定め、井戸の新設・掘替を行う場合は取水基準に適合するもののみを許可するなどの規制を行っています。

また、八幡市では地下水採取の届出に関する要綱、京田辺市では地下水保全要綱を制定しています。

第3節 土壌環境・地盤環境の保全

1 現状と課題

土壌汚染の未然防止と健全な土壌環境の維持を図るため、工場・事業場の汚水の適正処理、有害物質等の地下浸透の禁止を徹底することが重要です。府では「土壌汚染対策法」の適正な運用により有

害物質による土壌汚染の状況の把握及び汚染による人の健康被害の防止に努めています。また、過去に汚染が認められた一部の農用地について、土地改良事業等の対策が進められています。

2 土壌汚染防止対策の推進

①「土壌汚染対策法」について

「土壌汚染対策法」（15年2月施行、22年4月改正法施行）では、以下のような規定が定められており、府では同法に基づき、きめの細かい土壌汚染対策指導を行っています。

- ・有害物質使用特定施設の使用廃止時の土壌汚染状況調査の義務付け
- ・土地の掘削等形質の変更（3,000㎡以上ものに限る）を行う場合の事前届出
- ・健康被害のおそれの有無に応じた区域の指定と措置
- ・自主調査において土壌汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づく区域指定
- ・汚染土壌の処理等に係る規制 等

また、土地の所有者等による、法による義務付けのない土壌汚染の調査や措置についても、汚染の拡散防止の観点から、「土壌汚染対策法」の規定に準じた指導等を行っています。

なお、「土壌汚染対策法」が制定される以前から、敷地内において汚染が確認されたため浄化対策が実施されている工場跡地等もあります。

表3-32 土壌汚染対策法の施行状況（25年4月～26年3月まで）

項 目	件数
有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	21
有害物質使用特定施設使用廃止時の土壌汚染状況調査結果報告件数（法第3条第1項）	7
上記調査の一時的免除確認件数（法第3条第1項ただし書）	19
一定規模以上の土地の形質変更に伴う届出件数（法第4条第1項）	191
土壌汚染状況調査命令件数（法第4条第2項）	1
土壌汚染状況調査命令件数（法第5条第1項）	0
要措置区域の指定件数（指定解除済を含む）（法第6条第1項）	5
形質変更時要届出区域の指定件数（指定解除済を含む）（法第11条第1項）	8
区域指定の申請の件数（法第14条第1項）	5

②農用地における土壌汚染

府内では、福知山市大江町の一部で鉱山の排水に含まれるカドミウム等が原因と考えられる土壌や農作物の汚染が確認されているため、対策を講じています。

また、府内の農用地における土壌環境については、「モニタリング調査（旧土壌環境基礎調査）」により土壌汚染の監視に努めており、いずれの地点においても基準値を上回る調査結果は出ていません。

※農作物（玄米）及びかんがい用水の調査は10年度、土壌の調査は20年度で終了しています。

表3-33 モニタリング調査（旧土壌環境基礎調査）のうち重金属類調査の結果

54～20年度結果（単位：mg/kg）

調査対象物 分析成分名	農作物（玄米）				かんがい用水				土 壤							
	54～58 年 度	59～63 年 度	元～5 年 度	6～10 年 度	54～58 年 度	59～63 年 度	元～5 年 度	6～10 年 度	54～58 年 度	59～63 年 度	元～5 年 度	6～10 年 度	11～15 年 度	16～20 年 度		
	最低～ 最高	最低～ 最高	最低～ 最高	最低～ 最高	最低～ 最高	最低～ 最高	最低～ 最高	最低～ 最高								
	(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	(平均)								
カドミウム	0.02～ 0.39 (0.13)	0.00～ 0.36 (0.17)	0.00～ 0.36 (0.15)	0.02～ 0.34 (0.09)	0.00～ 0.00 (0.00)	0.00～ 0.00 (0.00)	0.00～ 0.00 (0.00)	0.00～ 0.00 (0.00)	0.0～ 0.8 (0.3)	0.0～ 0.5 (0.2)	0.0～ 0.7 (0.2)	0.0～ 0.6 (0.3)	0.0～ 0.9 (0.3)	0.0～ 0.6 (0.3)		
銅	—	—	—	—	0.00～ 0.14 (0.01)	0.00～ 0.04 (0.01)	0.00～ 0.01 (0.003)	0.00～ 0.01 (0.00)	0.0～ 34.2 (8.6)	0.5～ 31.6 (5.4)	0.4～ 31.4 (6.5)	0.0～ 45.7 (6.0)	0.0～ 51.1 (9.0)	0.0～ 71.8 (8.3)		
砒素	—	—	—	—	0.00～ 0.01 (0.00)	0.00～ 0.01 (0.00)	0.00～ 0.034 (0.005)	0.00～ 0.00 (0.00)	0.1～ 12.7 (2.2)	0.0～ 7.1 (0.9)	0.0～ 6.3 (0.9)	0.0～ 9.7 (1.0)	0.1～ 10.1 (1.9)	0.2～ 3.9 (1.1)		
亜鉛	—	—	—	—	0.00～ 0.05 (0.02)	0.00～ 0.14 (0.02)	0.00～ 0.02 (0.01)	0.00～ 0.29 (0.04)	0.1～ 86.9 (13.3)	1.0～ 58.0 (7.7)	0.0～ 57.7 (8.1)	0.0～ 59.0 (11.7)	1.0～ 84.1 (20.2)	*18.7～ 375.6 (107.6)		
鉛	—	—	—	—	0.00～ 0.09 (0.02)	0.00～ 0.06 (0.01)	0.00～ 0.02 (0.003)	—	0.4～ 21.2 (6.2)	0.0～ 14.7 (3.2)	0.0～ 8.1 (2.9)	0.0～ 11.0 (3.1)	1.5～ 33.3 (9.8)	0.7～ 13.3 (3.6)		

(注) 1 玄米とかんがい用水は、強酸性溶液により分解して測定（全量）
 2 土壌調査のうちカドミウム、銅、亜鉛については、0.1mol/L塩酸、砒素については1mol/L塩酸、鉛については、1mol/L酢酸アンモニウムによりそれぞれ抽出して測定
 ※ 平成16～20年度の土壌調査のうち、亜鉛については、分析方法を過塩素酸分解に変更しているため、数値が高くなっています。
 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく対策地域の指定要件は特定有害物質（カドミウム、銅及び砒素）について以下のいずれかを満たすこととされています。
 当該農用地で生産される玄米中のカドミウム濃度が0.4mg/kgを超える地域またはそのおそれが著しい地域
 当該農用地（田に限る。）の土壌中の銅濃度が125mg/kg以上である地域
 当該農用地（田に限る。）の土壌中の砒素濃度が15mg/kg以上である地域

3 地盤沈下防止対策の推進

京都盆地は、そのほとんどが沖積層あるいは洪積層に属し、そこでの工業用水等の地下水依存度は高い状況にあります。府内では、京都市南部や乙訓地域で地盤沈下の傾向が見られたことから、昭和52年度から平成16年度にかけて乙訓地域で水準測量を実施したところです。また、揚水量等の情報収集を行い、状況の把握に努めています。

第4節 騒音・振動の防止

1 現状と課題

騒音に係る環境基準は、一般地域、道路に面する地域、新幹線鉄道沿線に地域を指定し類型を当てはめています。

府では、関係市町と連携して環境基準の達成状況等を監視しているところですが、環境基準が達成されていない地域においては、一層の対策を講じる必要があります。

騒音・振動は、人により感じ方が違うことから、感覚公害と言われていています。これらの公害苦情については、事業活動に起因するものから日常生活に起因するものまで多岐に渡っており、発生原因に応じた対策が必要です。

2 自動車騒音・道路交通振動防止対策の推進

府及び府内関係市町における25年度の騒音の環境基準の達成状況については、表3-34のとおりです。また、道路交通振動については、府内74地点で測定を行い、すべての地点で要請限度を達成していました。

また、道路に面する地域に立地する住居ごとの環境基準達成率（面的評価）の評価結果は表3-35のとおりでした。

府では、低騒音舗装（排水性舗装）の施工等道路構造の改善を図ることにより、自動車騒音等の軽減に努めています。

表3-34 一般地域及び道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況（25年度）

ア 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

	A地域	B地域	C地域	合計
昼間	27/28(96%)	22/22(100%)	11/11(100%)	60/61(98%)
夜間	27/28(96%)	21/22(95%)	10/11(91%)	58/61(95%)

イ 道路に面する地域

	A地域2車線以上	B地域2車線以上	C地域1車線以上	幹線道路近接空間	合計
昼間	3/14(21%)	3/5(60%)	4/5(80%)	100/126(79%)	110/150(73%)
夜間	4/14(29%)	3/5(60%)	4/5(80%)	89/126(71%)	100/150(67%)

- (注) 1 A地域とは、専ら住居の用に供される地域、B地域とは、主として住居の用に供される地域、C地域とは、商業・工業等の用に供される地域
- 2 幹線道路近接空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道並びに自動車専用道路に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路にあっては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路にあっては、道路端から20mまでの範囲
- 3 昼間とは、午前6時から午後10時までの間、夜間とは、午後10時から翌日の午前6時までの間
- 4 環境基準達成地点数/測定地点数

表3-35 道路に面する地域に立地する住居ごとの環境基準の達成状況（面的評価）（25年度）

	評価住居戸数（戸）			環境基準達成住居戸数（戸）			達成率（％）		
	京都市内	京都市外	合計	京都市内	京都市外	合計	京都市内	京都市外	合計
昼間	52,183	12,248	64,431	47,428	11,910	59,338	91	97	92
夜間				46,339	11,808	58,147	89	96	90

(注) 達成率は、環境基準達成住居戸数/評価住居戸数×100（％）により計算し、数値については、四捨五入しています。

3 新幹線鉄道騒音・振動防止対策の推進

府内における25年度の新幹線の騒音の環境基準及び振動の指針値の達成状況は表3-36のとおりです。

府では、測定データを基に鉄道事業者へ騒音・振動防止対策を要請しています。現在までに防音壁の設置や新型車両の導入等の対策が順次とられてきています。

表3-36 新幹線鉄道沿線における騒音の環境基準及び振動の指針値の達成状況（25年度）

	騒音 (環境基準達成地点数/測定地点数)			振動 (指針値達成地点数/測定地点数)
	12.5m	25m	50m	25m
類型Ⅰ	2/7(29%)	6/7(86%)	7/7(100%)	7/7(100%)
類型Ⅱ	3/3(100%)	3/3(100%)	3/3(100%)	3/3(100%)
計	5/10(50%)	9/10(90%)	10/10(100%)	10/10(100%)

(注) 類型Ⅰとは、主として住居の用に供される地域、類型Ⅱとは、商業・工業等の用に供される地域

4 工場・事業場等の騒音・振動防止対策の推進

府内では「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく指定地域として、25年度末現在、14市5町の都市計画法に基づく用途地域が指定され、工場・事業場に係る**規制基準***及び特定の建設作業に係る規制基準が設定されています。

なお、24年4月1日からは、市の区域については市が規制基準を定めています。

さらに、「府環境を守り育てる条例」では、「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定施設以外に、特定施設の**横出し***や規模の**すそ下げ***を行うとともに、指定地域以外の地域においても特定施設の届出を義務づけています。

25年度末における「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定施設及び条例に基づく特定施設の届出状況並びに25年度内の法に基づく特定建設作業の届出数は表3-37のとおりです。

表3-37 25年度末時点における法及び条例に基づく特定施設の設置届出状況及び25年度内における特定建設作業の届出件数

	騒音規制法	振動規制法	条例	
			騒音	振動
特定施設数	37,994	21,118	103,947	36,657
工場等数	7,009	4,360	10,480	5,106
特定建設作業届出件数	840	368	—	—

5 近隣騒音防止対策の推進

府では「府環境を守り育てる条例」において拡声機の使用制限や飲食店等のカラオケ等音響機器の使用制限等の規定を設けています。

また、テレビ、ピアノ、ペットの音等による生活騒音については「府環境を守り育てる条例」において近隣の静穏保持義務を定めており、住民の騒音防止意識やマナーの向上を図るため、啓発活動を行っています。

表3-38 「府環境を守り育てる条例」に基づく拡声機の使用や夜間営業等の騒音に関する規制

対象となる行為	規制内容	規制時間帯	規制地域
住居地域で飲食店営業を営む者のカラオケ等音響機器の使用	使用を禁止（外に漏れない場合を除く）	午後11時～午前6時	指定地域内
住居地域等で飲食店営業を営む者等の騒音の発生	音量を制限	午後10時～午前6時	指定地域内
住居地域等で資材等を屋外で常時保管する場所での作業	音量を制限	午後10時～午前6時	指定地域内
航空機からの拡声機による商業宣伝	使用を禁止	正午～午後1時を除く 全時間帯 （京都市は全時間帯）	府内全域
その他拡声機による商業宣伝	使用方法及び音量を制限	午前8時～午後8時	府内全域

第5節 廃棄物・リサイクル対策の推進

1 現状と課題

国は、環境負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向けて「循環型社会形成推進基本法」を12年6月に制定し、併せて「容器リサイクル法」「建設リサイクル法」「食品リサイクル法」「グリーン購入法」を新たに制定するとともに、「廃棄物処理法」や「再生資源利用促進法」の改正を行い、循環型社会の形成に向けての法律の整備を行いました。25年5月に策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、リサイクルよりも優先度の高い2R（リデュース・リユース）の促進や、同年4月に施行された「小型家電リサイクル法」の推進等、質にも着目した循環型社会の形成を基本方向として定めました。

府においては、22年10月策定の「新京都府環境基本計画」において「限りある資源を大切に作る循環型社会づくり」を掲げ、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（3R*）の考え方や仕組みを浸透させ廃棄物の発生量や最終処分量を抑制する施策を進めており、24年3月に第2期の策定を行った「府循環型社会形成計画」により、廃棄物の適正な処理と循環型社会の形成を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

また、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための仕組みとして「府産業廃棄物税条例」を制定、17年4月から施行しました。18年12月には、持続可能な循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物税の効果的な活用を図ること等により、産業廃棄物の減量（発生抑制・再利用）・リサイクルの促進を図るため、「産業廃棄物の減量・リサイクル戦略プラン」を策定し、20年7月には「府産業廃棄物減量・リサイクル推進ネットワーク協議会」を設置しました。そして、産業界、処理業界、行政等で議論を重ね、23年3月に“ワンストップサービス”での“総合的な支援機関”の設立について合意に達し、23年6月には、府内の産業界、廃棄物処理業界、大学等研究機関、府、京都市が連携し、府内企業に対する産業廃棄物の減量・リサイクルの取組支援を目的に「京都府産業廃棄物減量・リサイクル支援センター」を設立しました。なお、24年度より法人化し、「一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター」としています。

一方、不法投棄対策については、関係機関と連携し、監視パトロールを強化するとともに、14年12月に「府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」を、また、15年12月には「府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチ*の規制に関する緊急措置条例」を制定し、不法投棄等の防止と原状回復に全庁挙げて取り組み、不法投棄の撲滅に努めています。

また、26年3月には「府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例」を制定し、地域における合意形成が円滑に行われ、生活環境の保全が図られるようにしています。

2 「京都府循環型社会形成計画」

地球上の人口は70億人を超え、資源の枯渇や地球温暖化の進行、生物多様性の劣化等が、人類の生存にとって喫緊の問題となっており、それらの解決に向けて、世界の国や地域はもとより私たち一人ひとりの努力と協力が必要とされる時代を迎えています。

さらに、我が国では、23年3月の東日本大震災を契機として、新しいエネルギー構造のあり方や低炭素社会の実現のためにいろいろな課題への対応を迫られています。

この計画は、府が推進する地球温暖化対策や自然環境の保全等、持続可能な社会づくりに向けた幅広い取組と連携しながら、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現するための方策を明らかにしています。

第1期の計画は、府民、事業者、環境NPO、府内の市町村や府等のすべての主体が循環型社会を目指して取り組んでいく指針として、府民、事業者等関係者からの意見を踏まえ、15年3月に策定しました。その後、17年度の実績を踏まえて計画の見直しを行い、23年度には、第1期計画の実績反映、再検討を行い、第2期の計画として、策定しました。

循環型社会の形成には、地域に根ざした取組の広がりが不可欠であり、府では、この計画に基づき、市町村と協議会を設立し、関係者に対する普及啓発を図るとともに、府民、事業者、行政の自主的取組や市町村を含めた各団体との協力・協働取組を促進する仕組みづくり等、施策の方向を明らかにするとともに、計画の進捗状況を把握するため、以下の評価指標も設定しています。

【一般廃棄物の排出抑制に関する指標】

- ・ 1人1日当たりのごみ排出量
- ・ 1世帯1日当たりのごみ排出量
- ・ 1人当たりのごみ処理経費
- ・ 1人当たりの賃金に占めるごみ処理経費の割合

【一般廃棄物の最終処分に関する指標】

- ・最終処分割合

【産業廃棄物の排出抑制に関する指標】

- ・1人1日当たりの事業系ごみ排出量
- ・多量排出事業所数

【産業廃棄物の再生利用に関する指標】

- ・多量排出事業場の資源回収量

【産業廃棄物の最終処分抑制に関する指標】

- ・産業廃棄物税徴収額

【事業所における3R普及状況に関する指標】

- ・環境マネジメントの普及状況

【エネルギー回収に関する指標】

- ・ごみ発電能力
- ・エネルギー回収量
- ・ごみ処理施設に対する発電能力のあるごみ処理施設の占める割合

【温暖化に関する指標】

- ・府内の温室効果ガスの排出量に対する廃棄物等から排出される温室効果ガスの割合

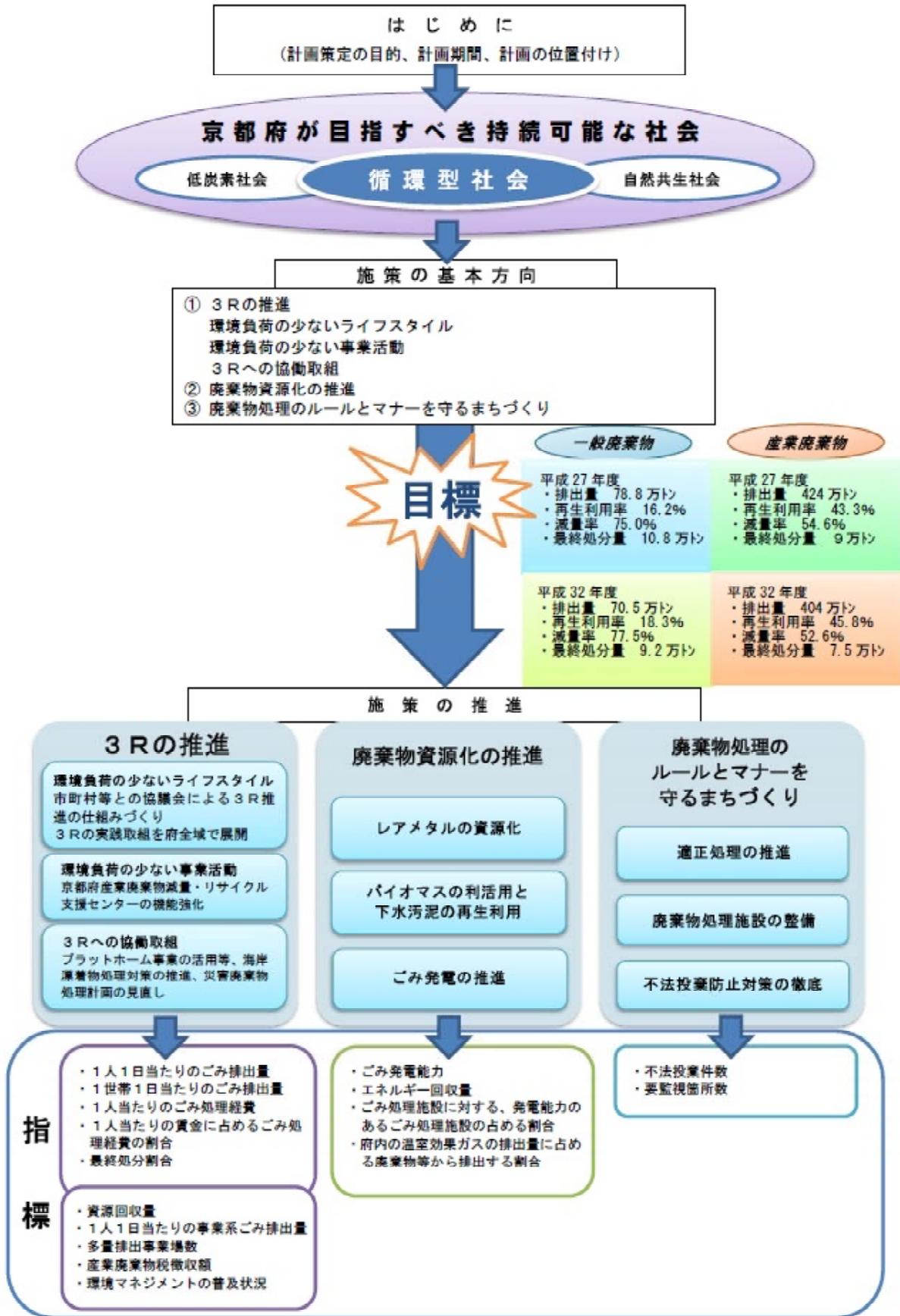
【不法投棄等防止対策に関する指標】

- ・不法投棄件数
- ・要監視箇所数

表3-39 廃棄物の減量等の目標

	一般廃棄物 22年度→32年度	産業廃棄物 22年度→32年度
排出量	90万トン/年→70.5万トン/年	449万トン/年→404万トン/年
再生利用率	14%→18.3%	40.6%→45.8%
減量化率	72.3%→77.5%	56.9%→52.6%
最終処分量	12万トン/年→9.2万トン/年	11万トン/年→7.5万トン/年

図 3-21 循環型社会形成計画の体系



3 一般廃棄物対策の推進

①減量化・リサイクルの推進

全国のごみの総排出量（収集ごみ量＋直接搬入量＋自家処理量＋集団回収量）は、24年度で4,523.4万トンで、国民1人当たりの1日の排出量（ごみの総排出量から集団回収量を除いたもの）は907gとなっています。一方、府内で排出されたごみの総排出量は24年度で89.5万トンで、府民1人当たり1日の排出量は866g（23年度は868g）となり、減少傾向が続いています。

ごみの排出の内訳を見ると、家庭系ごみ（家庭の日常生活に伴って発生したごみ）が約59%（24年度）、事業系ごみ（事業活動に伴って発生したごみで産業廃棄物以外のごみ）が約41%（24年度）となっています。

一般廃棄物は「廃棄物処理法」において市町村が処理を行うことになっていますが、府内の市町村で処理されるごみの82.3%は直接焼却処分、13.8%は資源化等の中間処理、1.7%は直接埋立処分（焼却残さ等の埋立を除く）、2.2%は直接資源化処理されています。中間処理後の資源化量と直接資源化量に集団回収を含めたリサイクル率は、13.8%（24年度）となっています。

市町村における容器包装ごみの分別収集等状況については、13年4月から「資源有効利用促進法」に基づき、既に表示を義務付けているペットボトル等に加え、その他プラスチック製容器包装及びその他紙製容器包装の識別表示が義務付けられ、これにより両品目の分別収集、再商品化も効率的に進みつつあり、「市町村分別収集計画」に基づき、計画的に分別収集と再商品化が実施されています。

また、24年3月に第2期計画の策定を行った「府循環型社会形成計画」の目標とする、環境への負荷が少なく循環を基調とした社会経済システムの実現に向けて、クリーン・リサイクル運動をはじめ、市町村と協議会を設立し、一層の取組を図っています。

表3-40 ごみの総排出量の推移

（単位：千t）

区分		年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
京 都 府	家庭系ごみ量	619	616	618	589	573	527	510	491	495	498	490	
	事業系ごみ量	501	492	501	479	470	453	418	389	349	340	343	
	ごみ排出量	1,120	1,108	1,119	1,068	1,043	980	928	880	844	839	834	
	集団回収量	34	34	42	46	51	60	63	61	59	61	61	
	ごみ総排出量	1,154	1,142	1,161	1,114	1,094	1,040	991	941	903	900	895	
全 国	ごみ排出量	51,610	51,607	50,587	49,826	49,052	47,823	48,151	43,492	42,658	42,786	42,588	
	集団回収量	2,807	2,829	2,919	2,996	3,058	3,049	2,926	2,792	2,729	2,682	2,646	
	ごみ総排出量	54,417	54,436	53,506	52,822	52,110	50,872	48,151	46,284	45,387	45,468	45,234	

図3-22 ごみの1人一日当たりの排出量の推移

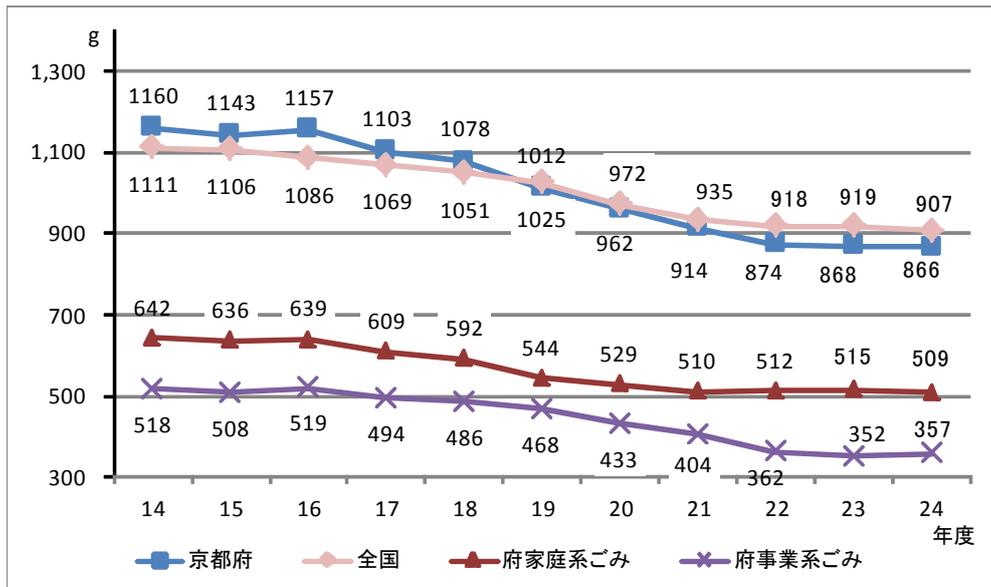


表3-41 ごみの処理状況の推移

(単位: %)

区分	年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
直接焼却		81.8	82.1	79.7	80.9	80.9	81.2	81.3	81.7	83.1	83.0	82.3
資源化等の中間処理		11.8	12.5	12.8	12.7	12.9	12.5	13.6	13.7	12.9	13.2	13.8
直接埋立		4.9	4.4	6.2	4.5	4.1	3.6	3.2	2.8	2.6	1.7	1.7
直接資源化		1.5	1.0	1.3	1.9	2.1	2.7	1.9	1.8	2.0	2.1	2.2
リサイクル率		7.3	7.4	8.7	9.4	10.7	12.2	13.0	12.9	13.3	13.4	13.8

(注) 市町村で処理されるごみの処理方法別の比率を表しています。

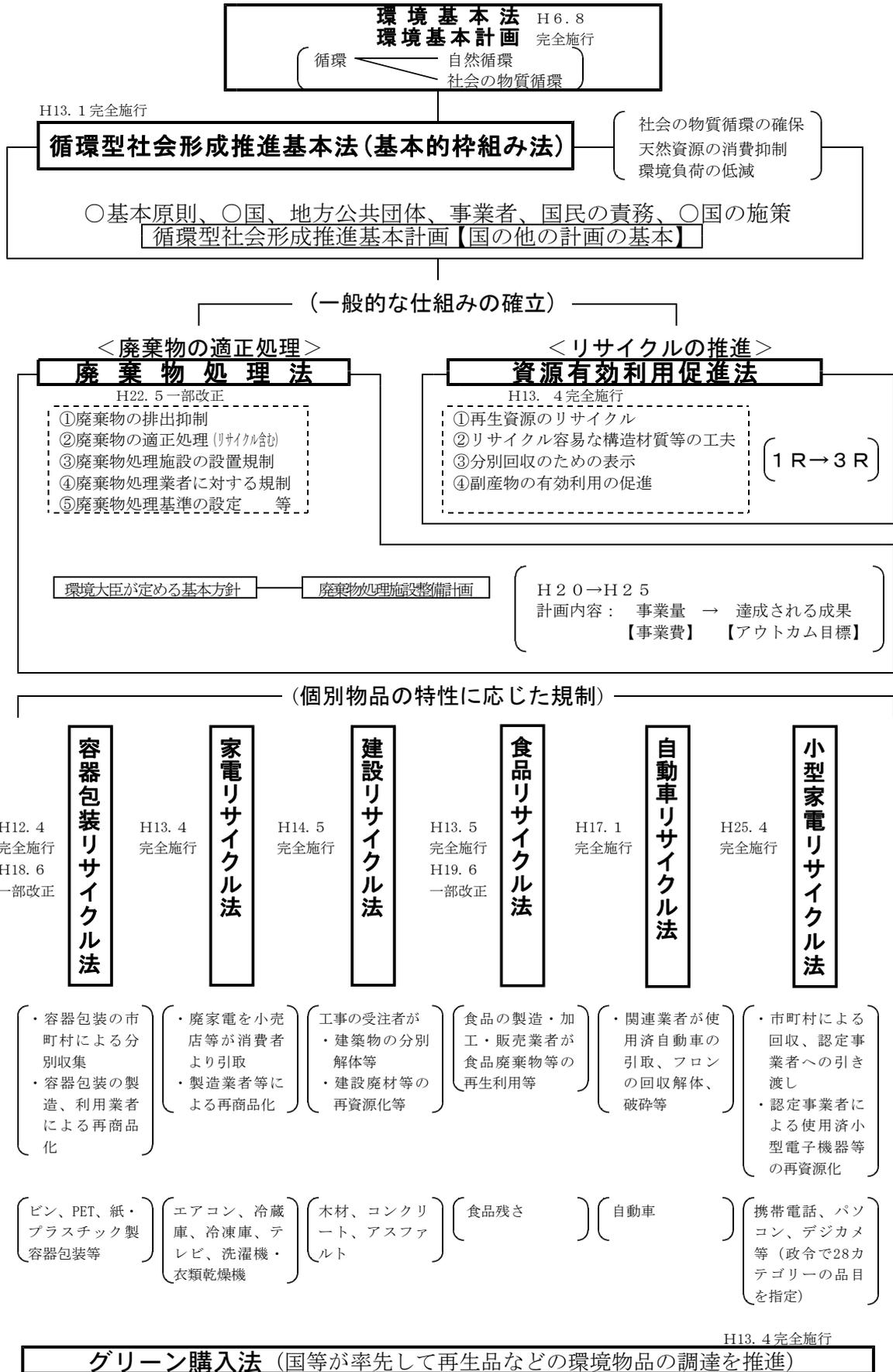
リサイクル率 = (市町村における資源化量 + 集団回収量) / (市町村における処理量 + 集団回収量) × 100

表3-42 「市町村分別収集計画」の概要 (品目別分別収集実施市町村数)

区分	第6期計画	第7期計画				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度(実施率%)
適合物 特定分別基準	ガラスびん (無色・茶色・その他)	26				26 (100)
	紙製容器包装 (その他紙)	5				3 (12)
	PETボトル	26				26 (100)
	プラスチック製容器包装 (その他プラスチック)	25				26 (100)
法第2条第6項 指定物	スチール缶	26				26 (100)
	アルミ缶	26				26 (100)
	段ボール	24				23 (88)
	飲料用紙製容器包装 (紙パック)	24				21 (81)

- * 「特定分別基準適合物」とは、容器包装の製造販売を行っている事業者にリサイクル義務のある容器包装
- * 「法第2条第6項指定物」とは、容器包装の製造販売を行っている事業者にリサイクル義務が生じない容器包装
- * 「プラスチック製容器包装」には、白色トレイのみを回収する市町村数を含んでいる。
- * 「紙製容器包装」とは、紙バック、段ボール以外の紙製容器包装であり、紙箱や包装紙などが該当
- * 「第6期計画」は、25年度に実際に分別収集を行った市町村数

図3-23 循環型社会の形成の推進のための施策体系



②計画的な施設整備の促進

一般廃棄物処理施設の整備は、「廃棄物処理法」上、市町村の責務と位置付けられていますが、生活環境影響調査などの法的手続や諸調整に年月を要することから、その計画的な整備が求められています。

このため、同法は市町村が策定する一般廃棄物処理計画において、「一般廃棄物処理施設の整備に関する事項」を定めることとしているとともに、国においては、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を図るため、循環型社会形成推進交付金を交付することとしています。

府としても、このような市町村の施設整備について、技術的な助言を行うとともに、循環型社会形成推進交付金の交付につき必要な調整を行うこととしています。

表 3-43 一般廃棄物処理施設整備事業の状況

市町村・組合名	事業種別
京 都 市	高効率原燃料回収施設
木 津 川 市	施設整備に係る計画支援事業 高効率ごみ発電施設
亀 岡 市	基幹的設備改良事業
福 知 山 市	基幹的設備改良事業
城南衛生管理組合	施設整備に係る計画支援事業 マテリアルリサイクル推進施設 高効率ごみ発電施設
乙訓環境衛生組合	基幹的設備改良事業

(26年度循環型社会形成推進交付金事業によるもの)

③リサイクル諸法の実施状況

府では、国における各種リサイクル法の施行を受けて、法の円滑施行を図るための取組を行っています。

「容器包装リサイクル法」については、「府分別収集促進計画」に基づき、市町村等の分別収集等の取組支援を行っています。今後も引き続き分別収集の促進に努めていきます。

「家電リサイクル法」については、13年4月から完全施行され、消費者が料金を負担し、事業者が回収・リサイクルするシステムとなっています。府は、法の円滑施行のための周知や市町村を通じて制度の実施状況の把握などに努めているところです。

「建設リサイクル法」については、14年5月から完全施行され、建設工事や解体工事において発生する資材廃棄物（コンクリート、アスファルト、木材）の分別と再資源化が義務付けられました。府においては、事前に再資源化の目標などを示した実施方針を策定し、事業者に対するPRや解体工事業者の登録を促進するなど制度の円滑な実施に努めてきました。今後とも、工事の届出や工事現場における分別が徹底されるよう、パトロールによる現場指導等を積極的に行い、建設リサイクル制度の定着化を図っていくこととしています。

「食品リサイクル法」については、法に基づく事業者等の取組を把握し、市町村等に対して、「廃棄物処理法」上の取扱い等について、必要に応じて周知を図っています。

「**グリーン購入*法**」については、環境にやさしい物品等（環境物品等）の調達を推進し、需要面から循環型社会の形成を支援しようとするもので、13年11月に府の「グリーン調達方針」を策定しました。また、今後府内の市町村、事業者等にも同様の取組が広がるよう、「京都グリーン購入ネットワーク」の設立（16年11月）を機に、連携の輪を広げ、更なる推進を図っています。

「資源有効利用促進法」については、15年10月から家庭用パソコンのリサイクルが施行され、また16年7月には、回収メーカーが存在しない家庭用パソコンも回収できるよう制度が拡充されました。府では円滑施行のための周知や市町村を通じて制度の実施状況の把握等に努めています。

「自動車リサイクル法」については、使用済みの自動車のリサイクル・適正処理を図るシステムとして、17年1月に全面施行されました。府では、本法の円滑な施行に努めています。

「小型家電リサイクル法」については、25年4月に施行され、市町村が分別収集した使用済小型家電を国が認定した認定事業者に引き渡し、認定事業者が適正なりサイクルを行うシステムです。府では、法の円滑施行のための周知や、市町村の制度実施の推進に努めているところです。

④散乱ごみ等発生防止策の推進

府においては「府環境を守り育てる条例」第29条によって、ごみの投棄を禁止しており、府内16市町では、それぞれ独自のポイ捨て禁止条例を制定しているところです。うち5市町では罰則を定め、散乱ごみ等の発生防止に向けた対策を進めています。

また、依然として道路、河川、森林等への産業廃棄物等の不法投棄が見られることから、府では「不法投棄等撲滅京都府民会議」の設置等により、市町村をはじめとする関係機関・団体と連携しながら、府民等へ不法投棄の未然防止に対する啓発等を実施しています。

表3-44 ポイ捨て禁止条例の制定状況

26年4月1日現在

市町村名	施行年	条例の名称	罰則規定
京都市	H9	京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例	有
長岡京市	H18	長岡京市まちをきれいにする条例	無
大山崎町	H14	大山崎町生活環境美化に関する条例	無
宇治市	H12	宇治市環境美化推進条例	有
八幡市	H18	八幡市美しいまちづくりに関する条例	有
京田辺市	H10	京田辺市まちをきれいにする条例	無
井手町	H11	井手町環境保全条例	無
宇治田原町	H19	宇治田原町まちをきれいにする条例	有
木津川市	H19	木津川市空き缶等のポイ捨て、飼い犬のフン放置、落書きのない美しいまちづくりを推進する条例	有
精華町	H23	精華町まちをきれいにする条例	無
亀岡市	H17	亀岡市環境美化条例	無
南丹市	H18	南丹市美しいまちづくり条例	無
舞鶴市	S59	舞鶴市環境美化条例	無
宮津市	H20	宮津市安全で美しいまちづくり条例	無
与謝野町	H18	与謝野町のまちを美しくする条例	無
京丹後市	H16	京丹後市美しいふるさとづくり条例	無

⑤「府海岸漂着物対策推進地域計画」の策定

近年、国内・国外からの大量の海岸漂着物等によって、海岸環境の悪化や海岸機能の低下、漁業への影響等が引き起こされており、こうした状況に対応するため「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）が制定（21年7月）されるとともに、国の基本方針が策定（22年3月）されました。

それらに基づき、府域における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、本計画を策定しました。

○計画の概要

(1) 必要な対策

ア 「府海岸漂着物対策推進協議会」の設置等、相互協力のための体制の整備

イ 海岸管理者・府・市町等の連携による、海岸漂着物等の円滑な処理の推進

ウ 海岸・河川流域での不法投棄防止対策を含め、海岸漂着物等の発生抑制対策の推進

エ 海岸保全の重要性・取組の紹介等の普及啓発及び環境教育の推進

オ 近隣他県との連携強化及び国への要請、財源確保の働きかけ

(2) 重点区域

府内の海岸のうち、海岸の利用状況や景観形成上の観点から、特に重点的に対策が必要と認められる49海岸を重点区域として設定しました。

表 3-45 重点区域の設定状況

京丹後市	蒲井海岸、蒲井東海岸、琴引浜、砂方漁港海岸、間人漁港海岸、竹野海岸、袖志海岸、浅茂川海岸、中浜海岸、湊宮葛野海岸、浦明神崎海岸、久美浜海岸、大明神河内海岸、大向海岸、箱石湊宮葛野海岸、浜詰海岸、小浜海岸、上向海岸、下向海岸、後ヶ浜海岸、立岩海岸、此代海岸、上野平海岸、久僧海岸、尾和海岸、岩田海岸	【26海岸】
伊根町	蒲入海岸、本庄漁港海岸、浦嶋海岸、泊海岸、伊根漁港海岸	【5海岸】
宮津市	大島海岸、岩ヶ鼻海岸、里波見海岸、栗田田井海岸、島陰海岸（農地保全海岸）、島陰海岸（漁港海岸）、栗田海岸、江尻海岸、天橋立海岸、大垣海岸、溝尻海岸、文殊海岸、由良海岸	【13海岸】
与謝野町	岩滝海岸	【1海岸】
舞鶴市	神崎海岸、瀬崎漁港海岸、竜宮浜漁港海岸、野原漁港海岸	【4海岸】

(3) その他の規定

ア 災害時に発生した海岸漂着物等への対応

イ 関係者間での情報共有や府民への幅広い情報提供

ウ 「府海岸漂着物対策推進協議会」による進行管理

エ 国及び近隣府県との連携

○計画の進捗状況

(1) 「府海岸漂着物対策推進協議会」の設置

24年2月に、海岸管理者、府、市町、地域団体等で構成される「府海岸漂着物対策推進協議会」を設置し、海岸漂着物対策を円滑かつ効果的に進めるための方策を議論しています。

(2) 海岸漂着物の回収・処理

21年から23年に、国の地域グリーンニューディール基金を活用した「北部海水浴場クリーンアップ事業」を実施し、重点区域延べ70海岸で834トンの漂着物を回収しました。

また、25年度及び26年度は地球環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）を活用して海岸漂着物の回収・処理に取り組んでおり、舞鶴市、宮津市及び京丹後市で回収・処理等が実施されています。

表 3-46 25年度海岸漂着物回収・処理事業

事業主体	海岸漂着物回収・処理量 (補助対象分)	補助対象事業費
舞鶴市	53.6t (3海岸)	4,000千円
宮津市	11.7t (3海岸)	855千円
京丹後市	149.5t (22海岸)	13,647千円

(3) 海岸漂着物の発生抑制に対する普及・啓発

24年8月、亀岡市において「海ごみサミット2012亀岡保津川会議」が開催され、内陸部における発生抑制を呼びかけ、知事から「琵琶湖・淀川水系から海のごみをもとに考える流域宣言」を全国に発信しました。また、同サミットのプレイベントとして一定のルールを決め、スポー

ツとして楽しみながらごみ拾いをする「スポーツGOMI拾い」が実施されました。

地球環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）を活用して、25年度には亀岡市、京丹後市で、26年度には亀岡市、舞鶴市、宮津市、京丹後市で「スポーツGOMI拾い」等の普及・啓発に関する事業が実施されています。

表 3-47 25年度海岸漂着物発生抑制事業

事業主体	事業名	補助対象事業費
亀岡市	海ごみ環境学習事業	1,558千円
	こども海ごみ探偵団事業	
	スポーツGOMI拾い亀岡大会	
京丹後市	水をつなぐクリーン大作戦	550千円

(4) 海辺の漂着物調査

府では、9年度から公益財団法人環日本海環境協力センターが主催する「海辺の漂着物調査」に参加し、琴引浜（京丹後市網野町）等での海岸漂着物の調査に取り組んでおり、26年度には琴引浜の鳴り砂を守る会、府立網野高等学校等の協力を得て調査が実施されました。

⑥26年8月の集中豪雨により発生した、災害廃棄物への対応について

26年8月16日から17日にかけての集中豪雨では、特に福知山市に道路や建物の冠水等の被害をもたらし、大量の災害廃棄物が発生しました。

府では、16年10月の台風23号による被災を教訓に、17年に公益社団法人京都府産業廃棄物協会と「災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」を締結しました。25年の台風18号と同様に今災害においても協定に基づき、同協会と府、福知山市が災害廃棄物の円滑な処理に向けて調整を行い、同協会の協力を得て、早期に災害廃棄物の処理が実施されました。

また、環境省の災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の福知山市への交付について、必要な調整を行っているところです。

表 3-48 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金申請予定額等

	災害廃棄物処理量 (補助対象分)	補助対象事業費 (予定)
福知山市	災害ごみ 約4,606t	52,378千円

4 産業廃棄物対策の推進

①産業廃棄物税の活用

府では、17年度から産業廃棄物税を導入し、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トン当たり1,000円課税することにより、排出事業者や処理業者が市場メカニズムを通じて、廃棄物を削減するよう誘導するとともに、税収（25年度6,044万円）については、産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を促進するための施策に活用しています。

また、22年度に「産業廃棄物税条例」導入後5年間（17～21年度）の施行状況等を取りまとめ、引き続き持続可能な循環型社会を構築していくための手段として現在の産業廃棄物税制度を継続することとしました。更に、税収を活用してより効果的なりサイクルの一貫した支援を行う「京都府産業廃棄物減量・リサイクル支援センター」を23年6月に設置し、24年4月からは一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターとしてワンストップサービスでの総合支援を展開しています。

②減量化・リサイクルの推進

全国の産業廃棄物の総排出量は、24年度推計値で37,914万トンとなっています。

一方、府内の産業廃棄物の総排出量は、22年度推計値で449.3万トンとなっており、排出量の

内訳は、汚泥が全体の56.4%を占め最も多く、次いでがれき類が14.4%、ばいじんが9.8%の順となっており、これら3種類で全体の80.6%を占めています。

産業廃棄物の排出量を業種別に見ると、電気・水道業が57.0%、建設業が20.1%、製造業が14.0%の順となっており、これら3業種で91.1%を占めています。

図3-24 産業廃棄物の処理状況（22年度推計値）

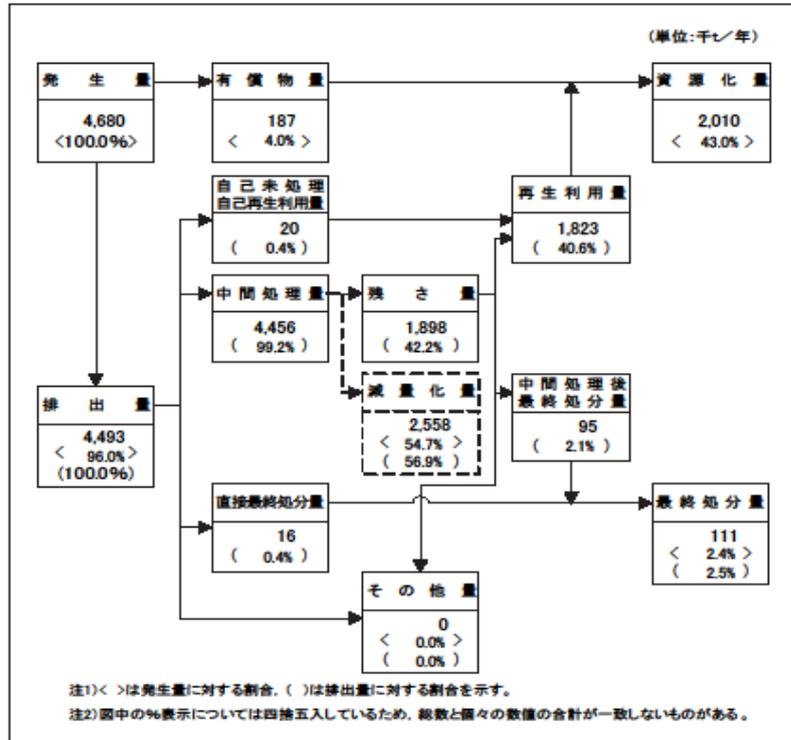


図3-25 府内の産業廃棄物の種類別排出状況（22年度推計値）

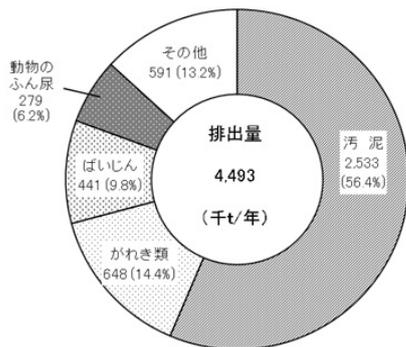


図3-26 府内の産業廃棄物の業種別排出状況（22年度推計値）

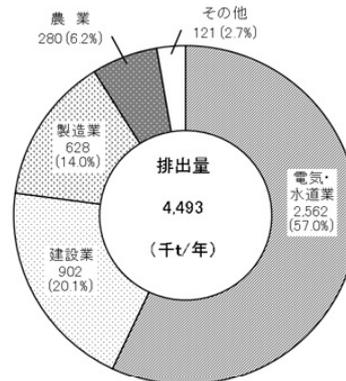
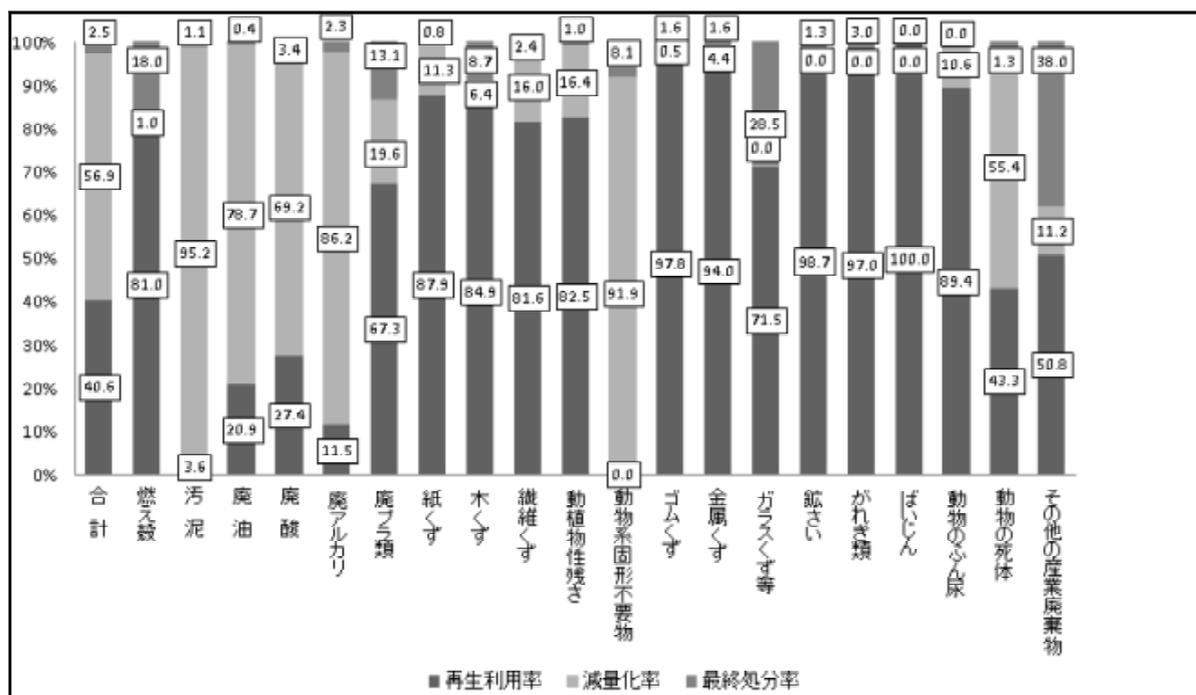


図3-27 産業廃棄物の種類別の再生利用率、減量化率、最終処分率（22年度推計値）



③適正処理の推進

(1) 産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の監視・指導

府では、産業廃棄物を排出する事業者及び産業廃棄物処理業者に対して立入検査を実施し、産業廃棄物の減量化・再生利用の促進、適正な処理・処分等について監視・指導の徹底を図っています。

また、多量に産業廃棄物を排出する事業所（産業廃棄物の発生量が年間1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上）に対して、産業廃棄物の減量化を含めた処理計画の策定を指導し、提出された計画を公表するとともに、次年度以降、当該年度の処理計画の策定と前年度の実施状況の報告を求めています。

(2) 産業廃棄物処理施設の許可状況

府内の法許可対象の産業廃棄物処理施設は、25年度末現在、中間処理施設が175施設、最終処分場が13施設（現在稼働中は4施設）となっています。

(3) 産業廃棄物処理業者の許可状況

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）処理業者の知事許可件数は25年度末現在4,325件、京都市長許可件数は25年度末現在613件で、収集運搬のみの許可件数が多数を占めます。

(4) 産業廃棄物情報の管理

排出事業者及び産業廃棄物処理業者からの産業廃棄物処理実績報告書等データの管理、集計、分析をし、産業廃棄物の処理状況、施策の実施による効果等の把握や実態推計等を行い、産業廃棄物対策に活用しています。

④公共関与による施設整備の推進

(1) 株式会社京都環境保全公社に対する指導等

産業廃棄物の適正処理を確保するため、株式会社京都環境保全公社に対して、府、京都市、府内企業43社が出資し、公共関与による広域処理体制の整備を図っています。同社は、瑞穂環境保全センター（積替え、最終処分場）と、伏見環境保全センター（積替え、中間処理施設）を有し、近年では、固形燃料化施設の設置や最終処分場の拡張に伴う排水処理施設の整備等、

府内における一貫処理システムとして産業廃棄物適正処理事業を実施しています。

(2) 大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）への参画

「広域臨海環境整備センター法」の規定に基づき、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）が推進されており、近畿2府4県168市町村（27年1月現在）から排出される廃棄物を受け入れています。事業主体である大阪湾広域臨海環境整備センターに対する府及び京都市は出資及び役員派遣のほか、京都市以外の関係18市町村も出資を行い、同事業の促進を図っています。なお、同センターでは4埋立処分場（尼崎沖、泉大津沖、神戸沖、大阪沖）が稼働しています。

(3) 京都舞鶴港リサイクルポート推進協議会

資源循環型社会の構築に寄与することを目的として京都舞鶴港リサイクルポート推進協議会を設立し、総合静脈物流拠点整備計画の策定、循環資源集積システムの整備、リサイクル関連企業の活動支援、企業誘致の推進等の取組を実施しています。

5 不法投棄対策の推進

産業廃棄物の不法投棄に対しては、何よりも早期発見、早期対応が重要です。府では、不法投棄の未然防止を図るため、監視指導体制を構築し、徹底した監視指導に取り組んでいます。

13年4月に、不法投棄等の防止と原状回復に全庁挙げて取り組むため、副知事を本部長とする不法投棄等特別対策本部を設置するとともに、具体的な環境侵害事案に初期の段階からの的確に対応できるよう、本庁に不法投棄等特別対策機動班を、各広域振興局に不法投棄等特別対策広域機動班を設置。特に広域機動班においては、地元市町村や警察署の参加を得て連携の強化を図りました。更に、悪質・巧妙化する事案に集中的に対処する機動班特別チームを循環型社会推進課不法投棄等対策担当に配置し、警察本部生活経済課と一体となった指導・取締りを行うなど体制整備を図っています。

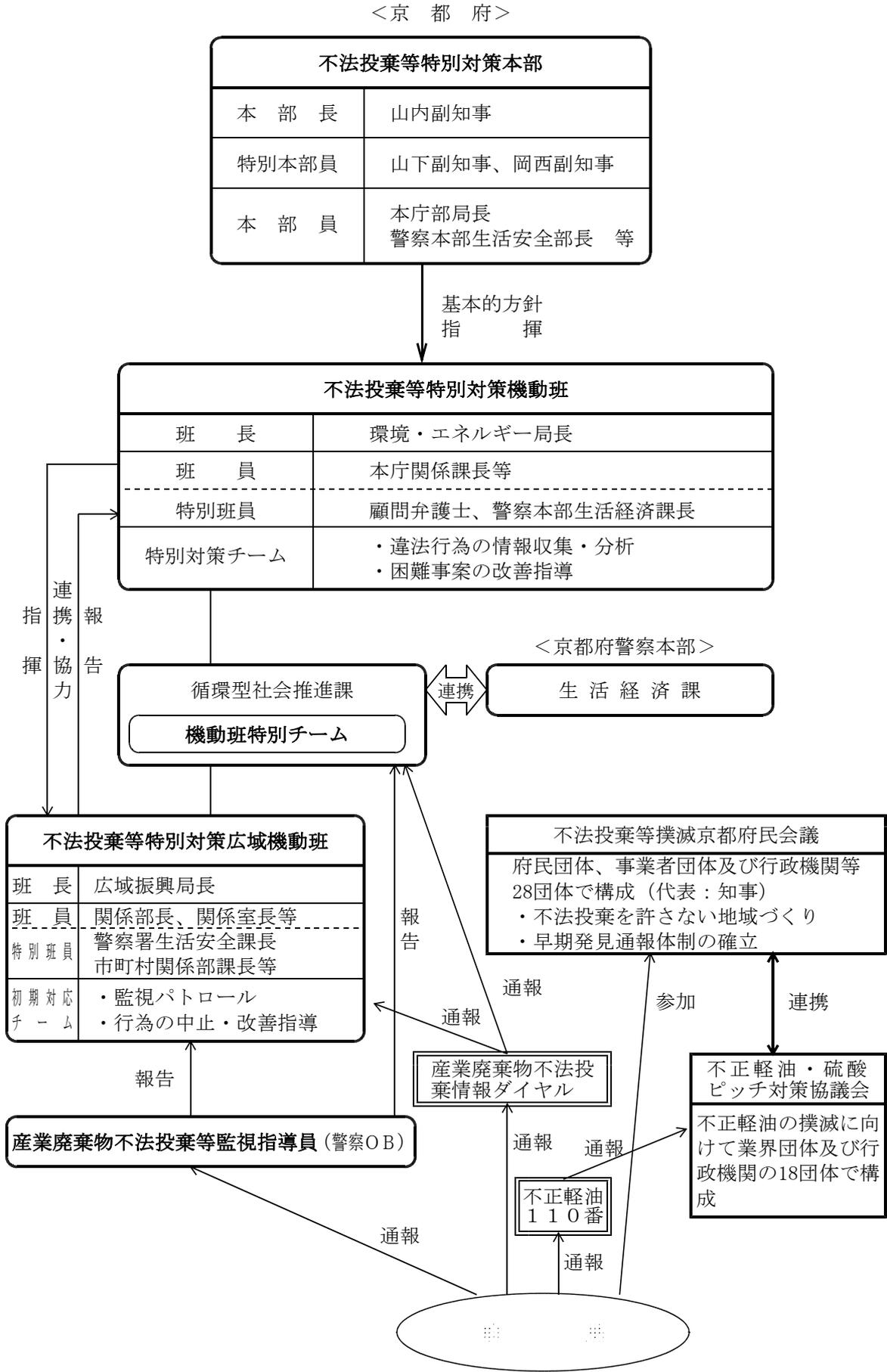
また、産業廃棄物不法投棄等監視指導員を12名配置して、府内一円で休日も含めた監視パトロールを実施しているほか、府県を越えて移動する産業廃棄物の適正処理指導のため、隣接府県との府県境における合同路上検問を実施するとともに、産業廃棄物不法投棄情報ダイヤルを開設し、不法投棄の情報提供を広く府民に呼びかけるなど、関係機関や府民と一丸となって不法投棄等の監視強化を図っています。

不法投棄を撲滅するためには、行政指導や取締りの強化と合わせて、府民一人ひとりの「不法投棄をしない、させない、許さない」という気運を盛り上げることが重要です。このため、府内の府民団体、事業者団体、行政機関等による不法投棄等撲滅京都府民会議を結成し、未然防止対策の取組や不法投棄を許さない環境づくりを推進しています。

図3-28 産業廃棄物積載車両の路上検問



図3-29 不法投棄防止の体制（27年1月現在）



第6節 有害化学物質対策の推進

1 現状と課題

今日、工業的に生産される化学物質は数万種といわれており、日常生活の中でも数多くの化学物質が使用されています。しかし一方で、その製造、使用、廃棄の過程で人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質が排出され、環境汚染をもたらすことが問題となっています。

有害化学物質による環境汚染の状況を把握するため、環境中の濃度の定期的な測定を行うとともに、府内の有害化学物質の使用・発生量等を把握する必要があります。

また、有害化学物質による新たな汚染が発生しないよう、特に配慮が必要とされる化学物質について、生産、使用、廃棄の各段階における適切な対策を事業者に求めていく必要があります。

2 調査研究等の充実

有害化学物質の中には生態系への影響や環境中での挙動等が必ずしも明らかでないものがあることから、有害化学物質対策の一環として、環境試料における有害化学物質に関する分析法や環境中での挙動等に関する調査研究を充実させるとともに、国等の情報を的確に把握し、科学的知見の集積に努め、府民等へ提供していくことが重要になります。

3 工場・事業場の有害化学物質対策の推進

① P R T R 制度*

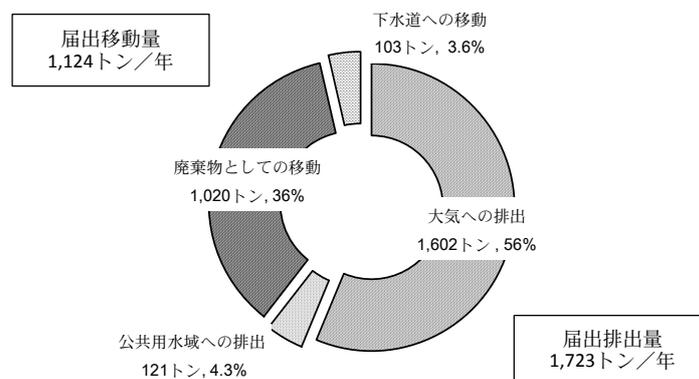
「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の P R T R 制度により、一定量以上の特定化学物質（同法施行令において22年度提出分までは354物質、23年度以降は462物質を指定）を取り扱っている事業者等は、特定化学物質の環境への排出量等を把握し、翌年度に国に届け出ることが義務付けられています（都道府県を經由）。25年度に京都府内の事業所から提出された24年度把握結果の届出は、590件（府385件、京都市205件）であり、前年度の届出数（599件）からわずかに減少しました。

この P R T R 制度の運用を通じて、国及び府はデータの集計を行い、特定化学物質ごとの排出量の公表等により、事業者による化学物質の自主管理の改善・環境の保全上の支障への未然防止に努めることとしています。

② P R T R 制度に基づく化学物質の排出量・移動量

24年度の府内での環境への排出量は1,723トン、事業所外への移動量は1,124トンで内訳は図3-30のとおりです。

図3-30 P R T R 制度に基づく府内総届出排出量・移動量内訳（24年度）



24年度の府内での排出量・移動量上位5物質は表3-49のとおりです。

これらの合計は1,866トンとなり、届出量全体の66%に当たります。

表3-49 P R T R制度に基づく府内における排出・移動量上位5物質（24年度）

順位	物質名	排出量・移動量	構成比	主な用途
1	トルエン	921 ^ト	32%	化学物質合成の原料、塗料等の溶剤
2	キシレン	322 ^ト	11%	化学物質合成の原料、塗料等の溶剤
3	塩化メチレン	286 ^ト	10%	金属の洗浄、塗装の剥離
4	エチルベンゼン	173 ^ト	6.1%	化学物質合成の原料、塗料等の溶剤
5	N,N-ジメチルホルムアミド	164 ^ト	5.8%	合成繊維等製造時の溶剤

③ポリ塩化ビフェニル（PCB）＊廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、絶縁性・不燃性等の特性を活かしてトランス、コンデンサといった電気機器の絶縁油をはじめ幅広い用途に使用されましたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその強い毒性が社会問題化したため、我が国においては昭和47年以降製造が中止されました。

一方、既に製造されたPCBについては、処理施設の整備が進まなかったためにほとんど処理が行われず、製造中止後もPCB廃棄物として長期保管する状況が続き、紛失等による環境汚染が懸念されていました。

このため、13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特措法）が施行され、PCB廃棄物を保管する事業者等に対し、毎年度の保管状況等の届出や期間内の処理を義務付けるとともに、15年4月に策定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」において、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進することとされました。

これを受けて、PCB廃棄物の適正処理のための体制整備が進められ、近畿では大阪市此花区で中間貯蔵・環境安全事業（株）（JESCO）大阪PCB処理事業所（旧日本環境安全事業（株）大阪事業所）が18年10月に操業を開始し、高圧トランス等の高濃度PCB廃棄物の処理が実施されています。また、低濃度PCB廃棄物について、環境大臣による無害化処理認定施設を活用した処理が進められています。

なお、PCB廃棄物の処理期間については、「PCB特措法」施行当初、28年7月までとされていましたが、処理状況等を考慮し、24年12月に39年3月までに延長されました。

府では「PCB特措法」に基づき、16年7月に「府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、府内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に向けて、PCB廃棄物を保管する事業者等に対し、指導を行っています。

④内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）＊

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）は、生体に取り込まれて内分泌系（ホルモン作用）に影響を及ぼす化学物質の総称をいい、生殖器の異常等人体への影響が懸念されています。環境ホルモンについては、過年度の社会的不安の高まりから、10年5月、環境庁（当時）発表の「環境ホルモン戦略計画」（SPEED'98）において内分泌かく乱作用を有すると疑われる約70物質がリスト化され、全国的にその実態調査が行われてきたところです。

本府においても、11年度から23年度までの13年間にわたり、府域の河川及び海域に係る環境基準点における水質及び底質調査を継続的に行いました。

(1) 調査期間

11年度から23年度

(2) 調査対象

対象地点 河川24水域（25地点）、海域5水域（11地点）

対象検体 水質及び底質

対象物質 当初、環境ホルモン様作用を有することが特に疑われた5物質

(3) 調査結果 (単位： $\mu\text{g/L}$ (水質)、 $\mu\text{g/kg}$ (底質))

対象物質	ノニルフェノール		4-t-オクチルフェノール		ビスフェノールA		フタル酸ジ-2-エチルヘキシル		フタル酸ジ-n-エチルヘキシル		
	水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質	
府	最小値～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	
	最大値	0.6	82	0.03	6	1	4	0.8	150	ND	150
国	最小値～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	
※	最大値	21	12,000	13	350	19	360	9.9	210,000	16	2,000

※国が10～16年に実施した実態調査結果

基準値等の評価基準は示されていませんが、府域の水質及び底質における対象物質の検出状況については、特に高い値は認められませんでした。

全国レベルでは、環境モニタリング調査（化学物質環境実態調査（エコ調査）等）や専門家による検討が引き続き行われており、府もこうした調査等を通じた科学的知見の獲得や国が行う調査への協力に努めています。

4 ダイオキシン類対策の推進

①国における動き

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン（PCDD）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称で、塩素が存在する状態で有機物を燃焼させたとき等に意図せず生成される有機塩素化合物です。

ダイオキシン類は、毒性が非常に強く分解しにくいいため、「ダイオキシン類対策特別措置法」（12年1月施行）に基づき、大気、水質・底質及び土壌に係る環境基準等が設定され、常時監視の実施、小規模焼却炉に係る規制等の対策が進められています。

②府における取組

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく一般環境の常時監視や焼却炉等のダイオキシン類を発生する施設への立入調査等、総合的な対策を実施しています。

③監視・測定

府及び京都市においては、ダイオキシン類の一般環境への影響を把握するため、大気、水質・底質及び土壌の調査を実施。また、発生源調査として「ダイオキシン類対策特別措置法」や「廃棄物処理法」の対象施設のダイオキシン類調査、事業者の自主測定結果の報告受理を実施しており、25年度に実施した結果は以下のとおりです。

(1) 大気

一般環境15地点で年4回調査を実施し、いずれの地点においても環境基準値(年平均値 $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)を下回っています。

表3-50 大気環境中のダイオキシン類調査結果(25年度)

(単位: pg-TEQ/m³)

区 分	調 査 地 点	年平均値	範 囲	
一 般 環 境	京 都 市 内	左京区役所	0.014	0.0048~0.020
		京都市役所	0.019	0.0075~0.028
		山科区役所	0.017	0.011 ~0.027
		生活環境美化センター	0.022	0.0084~0.037
		宇多野小学校	0.014	0.0048~0.018
		西京保健センター	0.015	0.0069~0.023
		池田小学校	0.014	0.0070~0.021
		伏見区役所	0.020	0.0074~0.035
		神川小学校	0.032	0.026~0.036
	京 都 市 外	宇治測定局(宇治市)	0.016	0.0088~0.021
		久御山測定局(久御山町)	0.020	0.0093~0.028
		精華測定局(精華町)	0.015	0.0089~0.025
		亀岡測定局(亀岡市)	0.020	0.0079~0.049
		福知山測定局(福知山市)	0.0080	0.0067~0.0094
		東舞鶴測定局(舞鶴市)	0.0097	0.0081~0.013
環 境 基 準		0.6		

※pg(ピコグラム)は1兆分の1グラム

(2) 水質・底質

調査は、公共用水域として河川37地点、海域11地点で実施し、いずれの地点においても水質に係る環境基準値(水質: 1pg-TEQ/L、底質: 150pg-TEQ/g)を下回っています。

表3-51 公共用水域の水質・底質の調査結果(25年度)

調 査 地 点	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
鴨川高橋(京都市)	0.028	0.59
鴨川出町橋(京都市)	0.054	0.78
鴨川三条大橋(京都市)	0.032	1.3
鴨川京川橋(京都市)	0.14	3.3
西高瀬川上河原橋(京都市)	0.14	2.9
高野川三宅橋(京都市)	0.029	0.17
高野川河合橋(京都市)	0.026	0.40
弓削川寺田橋(京都市)	0.073	0.83
有栖川梅津新橋(京都市)※1	0.17	1.6
天神川西京極橋(京都市)	0.060	0.54
清滝川落合橋(京都市)	0.025	0.16
小畑川京都市長岡京市境界点(京都市)※2	0.058	0.95
山科川新六地藏橋(京都市)	0.048	0.91
小畑川小畑橋(大山崎町)	0.066	—
大谷川二ノ橋(八幡市)	0.29	—
田原川蛭橋(宇治田原町)	0.055	—
和束川菜切橋(木津川市)	0.067	0.55
犬飼川並河橋(亀岡市)	0.098	—
由良川安野橋(南丹市)	0.019	—
棚野川和泉大橋(南丹市)	0.020	—
園部川神田橋(南丹市)	0.024	—
高屋川黒瀬橋(京丹波町)	0.027	—
由良川山家橋(綾部市)	0.028	—
上林川五郎橋(綾部市)	0.031	—
八田川八田橋(綾部市)	0.057	—

犀川小貝橋（綾部市）	0.11	—
牧川天津橋（福知山市）	0.038	—
宮川宮川橋（福知山市）	0.029	—
伊佐津川相生橋（舞鶴市）	0.023	—
河辺川第一河辺川橋（舞鶴市）	0.024	—
大手川京口橋（宮津市）	0.096	—
野田川六反田橋（与謝野町）	0.054	0.21
野田川堂谷橋（与謝野町）	0.084	0.23
福田川新川橋（京丹後市）	0.069	—
竹野川荒木野橋（京丹後市）	0.074	—
宇川宇川橋（京丹後市）	0.022	—
佐濃谷川高橋橋（京丹後市）	0.12	—
舞鶴湾キンギョ鼻地先（舞鶴市）	0.036	5.0
舞鶴湾恵比須埼地先（舞鶴市）	0.033	4.7
舞鶴湾念仏鼻地先（舞鶴市）	0.033	4.3
舞鶴湾檜埼地先（舞鶴市）	0.036	3.8
宮津湾江尻地先（宮津市）	0.030	—
宮津湾島埼地先（宮津市）	0.035	—
阿蘇海野田川流入点（宮津市）	0.048	—
阿蘇海中央部（宮津市）	0.055	—
阿蘇海溝尻地先（宮津市）	0.046	—
久美浜湾湾口部（京丹後市）	0.036	—
久美浜湾湾奥部（京丹後市）	0.051	—
環境基準	1	150

※1 河川工事中であったため、南梅津橋で採水した。

※2 河川工事中であったため、従来の採水地点より上流側で採水した。

(3) 地下水

地下水調査として、20地点で調査を実施し、いずれの地点においても水質に係る環境基準値（水質：1 pg-TEQ/L）を下回っています。

表3-52 地下水中の調査結果（25年度）

調査地点		水質 (pg-TEQ/L)	調査地点		水質 (pg-TEQ/L)
京都市内	上京区	0.024	京都市外	笠置町	0.021
	左京区	0.024		南山城村	0.29
	山科区	0.025		亀岡市	0.021
	下京区	0.024		南丹市	0.028
	南区	0.024		京丹波町	0.023
	右京区	0.024		福知山市	0.020
	右京区	0.024		綾部市	0.022
	西京区	0.024		舞鶴市	0.023
	伏見区	0.024		宮津市	0.021
	伏見区	0.024		京丹後市	0.020
環境基準				1	

(4) 土壌

一般土壌として19地点で調査を実施し、いずれの地点においても土壌に係る環境基準値（土壌：1,000pg-TEQ/g）を下回っています。

表3-53 一般土壌の調査結果（25年度）

（単位：pg-TEQ/g）

区分	調査地点	調査結果	区分	調査地点	調査結果
一般環境把握調査	北区	0.18	一般環境把握調査	京都市西京区	0.48
	上京区	2.5		京都市伏見区	4.0
	左京区	0.89		京都市伏見区	11
	京都市中京区	2.2		京都市伏見区	2.2
	京都市東山区	0.46		京都市長岡京市	0.063
	京都市山科区	0.41		京都市宇治市	0.033
	京都市下京区	0.35		京都市八幡市	0.024
	京都市南区	1.3		京都市木津川市	0.068
	京都市右京区	4.2		京都市京丹波町	0
	京都市右京区	0.12		環境基準	1000

(5) 発生源のダイオキシン類

府内に設置されている「ダイオキシン類対策特別措置法」対象施設については、26年3月末現在で209施設（廃棄物焼却施設等の大気関係施設160施設、廃ガス洗浄施設等の水質関係施設49施設）あり、事業者（市町村等を含む）が1年に1回以上自主測定を行い、府や京都市に測定結果を報告することが義務付けられています。また、一部の施設については、府や京都市が毎年計画的に行政検査を実施しています。

ばいじんの自主測定結果では、1施設で特別管理廃棄物に該当するばいじんがみられたため、特別管理廃棄物として適正に処理するよう指導しました。

表3-54 大気基準適用施設のダイオキシン類測定結果（25年度）

区分	特定施設の種類の	地域	項目	測定数	測定結果
自主測定	廃棄物焼却炉	京都市外	排出ガス	78施設	0 ~ 8.5 ng-TEQ/Nm ³
			ばいじん	64施設	0 ~ 6.9 ng-TEQ/g
			燃え殻	76施設	0 ~ 0.10 ng-TEQ/g
行政検査	アルミ合金製造用溶解炉・乾燥炉	京都市外	排出ガス	4施設	0.00023 ~ 0.42 ng-TEQ/Nm ³
			廃棄物焼却炉	京都市外	排出ガス

表3-55 水質基準適用事業場のダイオキシン類測定結果（25年度）

（単位：pg-TEQ/L）

区分	特定施設の種類の	地域	項目	測定数	測定結果
自主測定	廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水を排出する灰貯留施設	京都市外	事業場排水	5施設	0.000031 ~ 0.00013
	下水道終末処理施設	京都市外		4施設	0.00029 ~ 0.00077